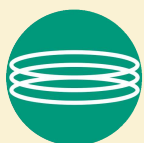


環境報告書 2022

— 環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場を目指して —

令和4年6月 プラスチック削減の取組としてウォーターサーバーを設置しました



多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場

目 次

	ページ
私たちの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第1章 事業概要	
1 施設のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2 環境保全コスト・・・・・・・・・・・・・・・・	15
3 私たちの組織・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第2章 環境についての取り組み	
1 環境方針・・・・・・・・・・・・・・・・	18
2 環境負荷（単年度、推移）・・・・・・・・	19
3 環境対策・・・・・・・・・・・・・・・・	30
4 発電・・・・・・・・・・・・・・・・	40
5 熱の供給・・・・・・・・・・・・・・・・	40
6 環境負荷を減らす取り組み・・・・・・・・	41
7 環境活動・・・・・・・・・・・・・・・・	43
8 安全衛生などの取り組み・・・・・・・・	45
9 中期経営計画ビジョン2022について・・・	47
第3章 コミュニケーション	
1 環境情報の公開・・・・・・・・・・・・・・・・	49
2 環境に関して寄せられた意見、要望等・・・	50
3 施設の見学・・・・・・・・・・・・・・・・	51
4 社会的活動・・・・・・・・・・・・・・・・	52
5 多摩ニュータウン環境組合の事業のあゆみ・・・	58
巻末資料	
・ 案内図、編集・発行・・・・・・・・	59
・ アンケート・・・・・・・・	60

私たちの取り組み

気候変動が及ぼす影響の大きさから、改めて環境問題がクローズアップされています。

多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場でも安全で安定したごみ処理を進める中で、環境への負荷の低減に係る継続的な取り組みが求められています。

多摩ニュータウン環境組合では、多摩地域の清掃工場として初めて、平成 15 年 3 月に ISO14001 の認証を取得しました。環境組合及び関係者が一丸となって、「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」を目指し、環境マネジメントシステムの効率的運用と継続的改善を推進しています。

令和 3 年度は、プラント設備等を適正に維持管理するための機器補修工事のほか、これまで薬剤等で固化処理していた飛灰を固化処理せず最終処分場まで運搬できるようにするための飛灰搬出改造工事を行いました。また、焼却棟プラントホームの照明 LED 化工事、空気圧縮機の省エネルギー型コンプレッサーへの入れ替えなど、効率的な施設運営への取り組みを行いました。

多摩ニュータウン環境組合は、今後も環境負荷を減らす取り組みを継続し、貴重な最終処分場を次世代に引き継ぐための役割を果たすとともに、最大限資源化に取り組むことで持続可能な循環型社会に寄与できるように努めてまいります。



令和 4 年 10 月

多摩ニュータウン環境組合

事務局長 小林 弘宣

✚ 報告する期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

✚ 準拠したガイドライン

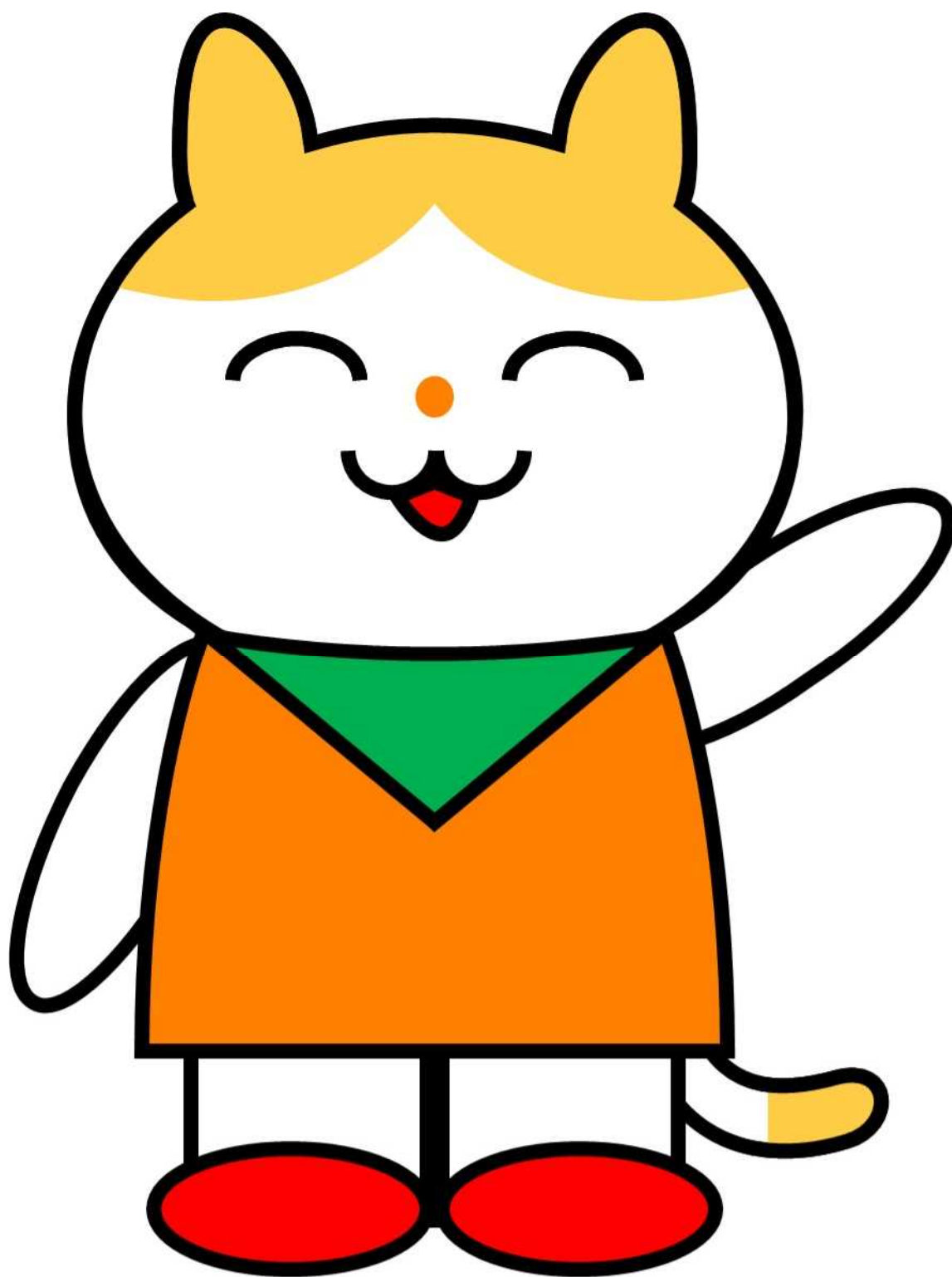
「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン 2005 年度版」東京都環境局

「環境報告ガイドライン 2018 年度版」平成 30 年 6 月 環境省

✚ 報告対象分野

環境的側面・社会的側面

第1章 事業概要



1. 施設のあらまし

多摩ニュータウン環境組合は、八王子市及び町田市の一部の区域並びに多摩市全域のごみ処理等を目的に設立された特別地方公共団体（一部事務組合）です。

多摩清掃工場は、地元地域にお住まいの方々のご理解とご協力により昭和 48 年から稼働しました。現在の施設は2期施設として、平成10年に可燃ごみを処理する「焼却棟」を、平成14年には不燃ごみ、粗大ごみを処理する「不燃・粗大ごみ処理棟」を建設し、以来、効果的な余熱の有効利用や資源化等ができる施設として、周辺環境や公害防止を最優先に、環境啓発施設を併設した環境にやさしい中間処理施設として稼働を続けています。

施設の概要



名 称：多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場

所 在 地：東京都多摩市唐木田二丁目1番地1

敷地面積：約 35,600m²

構成施設：管理棟、焼却棟、不燃・粗大ごみ処理棟、リサイクルセンター

■ 管理棟

工 期：着工 平成 12 年 2 月 竣工 平成 14 年 3 月

建築構造：鉄骨造（地上 3 階）

建築面積：約 840m² 延床面積：約 2,500m²

■ 焼却棟

工 期：着工 平成 6 年 7 月 竣工 平成 10 年 3 月（その 1）
平成 14 年 3 月（その 2）

建築構造：鉄骨鉄筋コンクリート造（地下 1 階・地上 6 階）

建築面積：約 6,400m²

延床面積：約 17,500m²

処理能力：400 t / 日（200 t / 日・炉×2 炉）

発電能力：8,000kW

■ 不燃・粗大ごみ処理棟

工 期：着工 平成 11 年 7 月 竣工 平成 14 年 3 月

建築構造：鉄筋コンクリート造（一部 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造）
（地下 1 階・地上 5 階）

建築面積：約 4,500m²

延床面積：約 12,400m²

処理能力：90 t / 5h（不燃系：40 t / 5h×2 系列 粗大系：5 t / 5h×2 系列）

■ リサイクルセンター

工 期：着工 平成 11 年 7 月 竣工 平成 14 年 3 月

建築構造：鉄筋コンクリート造（地上 3 階）

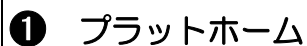
1 階：エントランスホール、展示ホール、リサイクル工房、事務室

2 階：多目的室、ホール

3 階：エレベータホール

建築面積：約 1,200m²

延床面積：約 1,980m²



② ごみピットとごみクレーン

- 6 -



③ 烧却炉

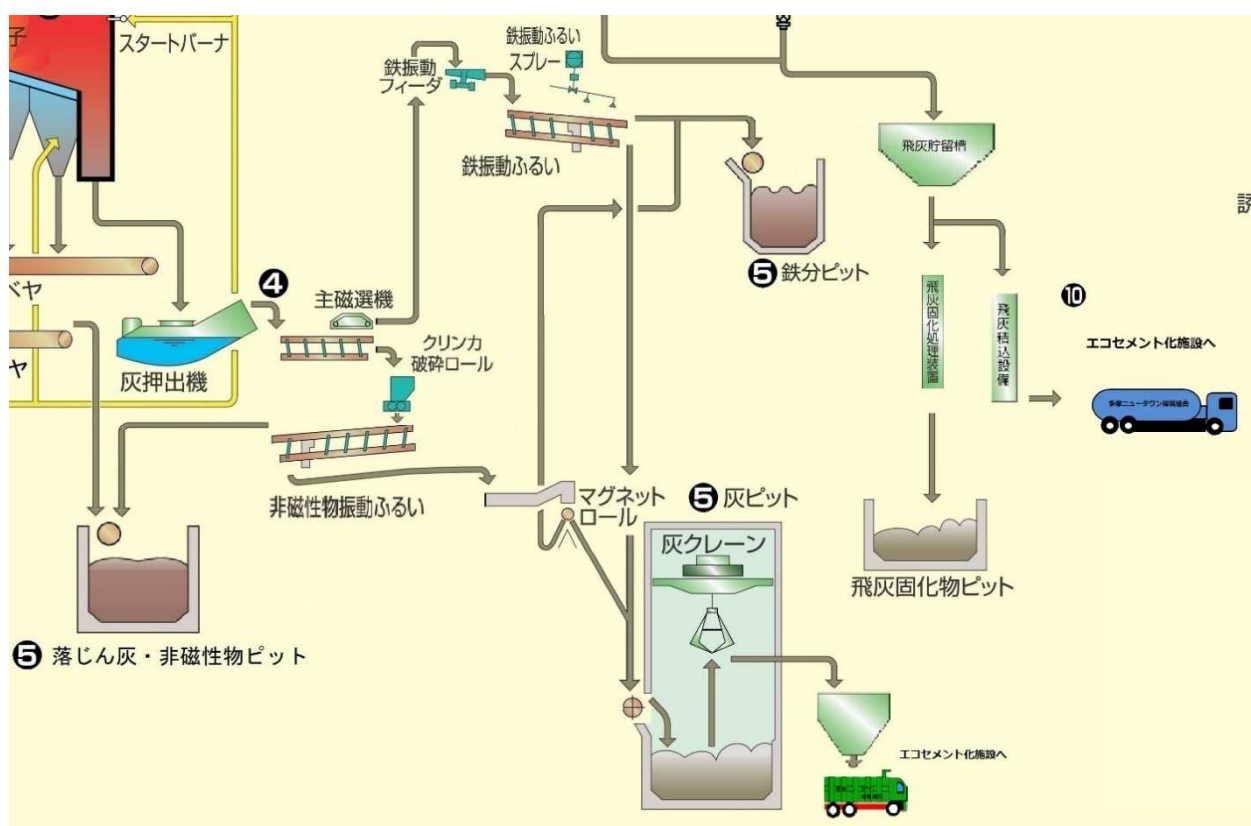
焼却炉はごみを効果的に混合・攪拌できる階段状火格子です。炉内の燃焼温度が 850℃以上となるように自動燃焼制御して、ダイオキシン類などの発生を抑制しています。また、アンモニア吹き込みによる窒素酸化物（無触媒脱硝）処理設備も備えています。



⑥ ボイラ

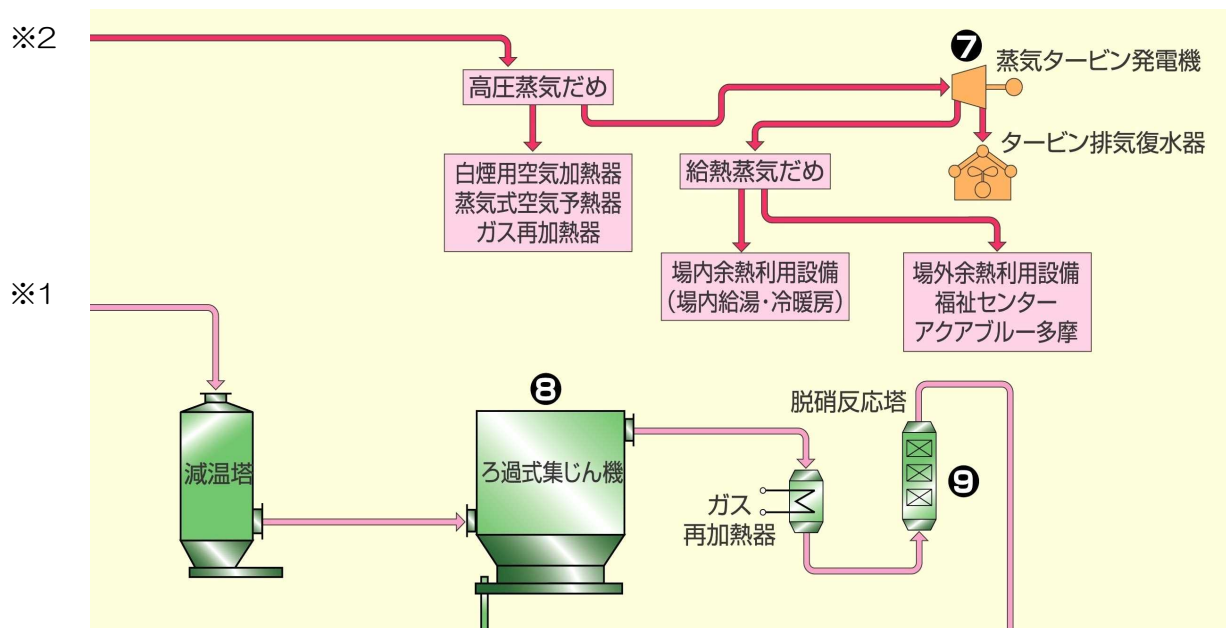
ごみが燃焼するときの熱を有効利用するために、自然循環式ボイラを設けています。燃焼エネルギーを効率よく回収することができ、更にボイラで熱を吸収することで排ガスの温度を下げます。

🔥 🔥 焼却施設説明 (2) 🔥 🔥



	④ 灰押出機 焼却炉から排出される焼却灰は、灰押出機で消火・冷却します。つぎに、灰と異物を分けるため、磁選機で鉄を回収後、破砕機・ふるい等にかけて、鉄分と非磁性物（非鉄金属）を分離回収します。また、火格子下コンベヤに落下した落じん灰も回収します。
	⑤ 灰ピット/鉄分ピット/落じん灰・非磁性物ピット 鉄分・非磁性物・落じん灰を分離した焼却灰は、灰ピットに送ります。焼却灰の重量は、燃焼前の約 1/10 になります。灰ピットの容量は 440m³、鉄分ピットは 50m³、落じん灰・非磁性物（非鉄金属）ピットは 70m³です。
	⑩ 飛灰積込設備 ろ過式集じん機で捕集したばいじん（飛灰）を固化処理せずに飛灰貯留槽から直接トラックに積込むための設備です。積込む車両は高い密閉性を有し飛灰を吸入・吐出するためのコンプレッサーが付いています。飛灰のまま搬出することで、固化処理に使用していたセメントや薬品の削減が図れます。

🔥🔥🔥 焼却施設説明（3） 🔥🔥🔥



煙突へ



⑦ 蒸気タービン発電機

高温高圧蒸気によって、最大 8,000kW の発電を行うことができます。発電した電力は工場内で使用するほか、電力会社に売電します。なお、その他の蒸気は、給湯や冷暖房の熱源として利用しています。



⑧ ろ過式集じん機

減温塔では、ダイオキシン類の再合成防止や効率的な酸性ガス除去のために、ボイラで熱回収されたあとの排ガス温度をさらに下げます。そして、ろ過式集じん機では、薬品によって酸性ガスの除去を行い、特殊な布のフィルタでダイオキシン類やばいじん（飛灰）を除去します。



⑨ 脱硝反応塔

排ガスに含まれている窒素酸化物を、触媒と気化したアンモニア水の働きによって除去します。併せて、ダイオキシン類も分解除去します。

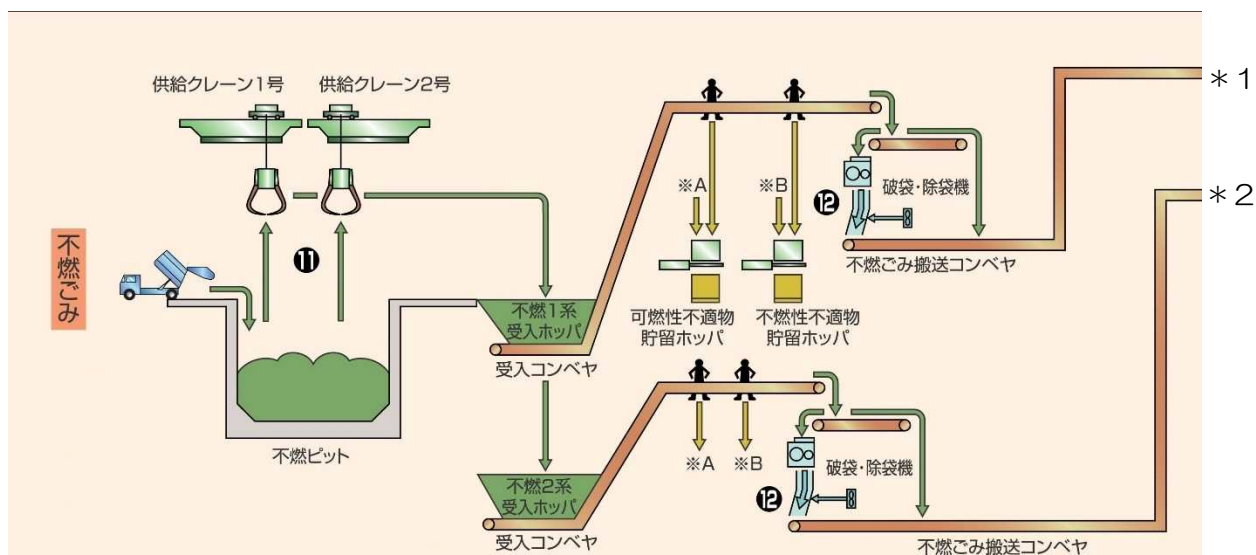
令和3年4月～令和4年3月

可燃ごみ処理費：19,946円／ごみ1トン

（ごみの収集運搬や埋立処分費用は含まれていません。）

可燃ごみ処理費は、歳出決算の可燃ごみ処理費、議会費、組合管理費及びごみ搬入量に占める可燃ごみ量の割合を基に算出されたものです。可燃ごみ量及びごみ搬入量は、構成市の処理区域内の搬入量を用いています。

不燃ごみ処理施設説明（１）



⑪ 粗大ピット/不燃ピット/供給クレーン

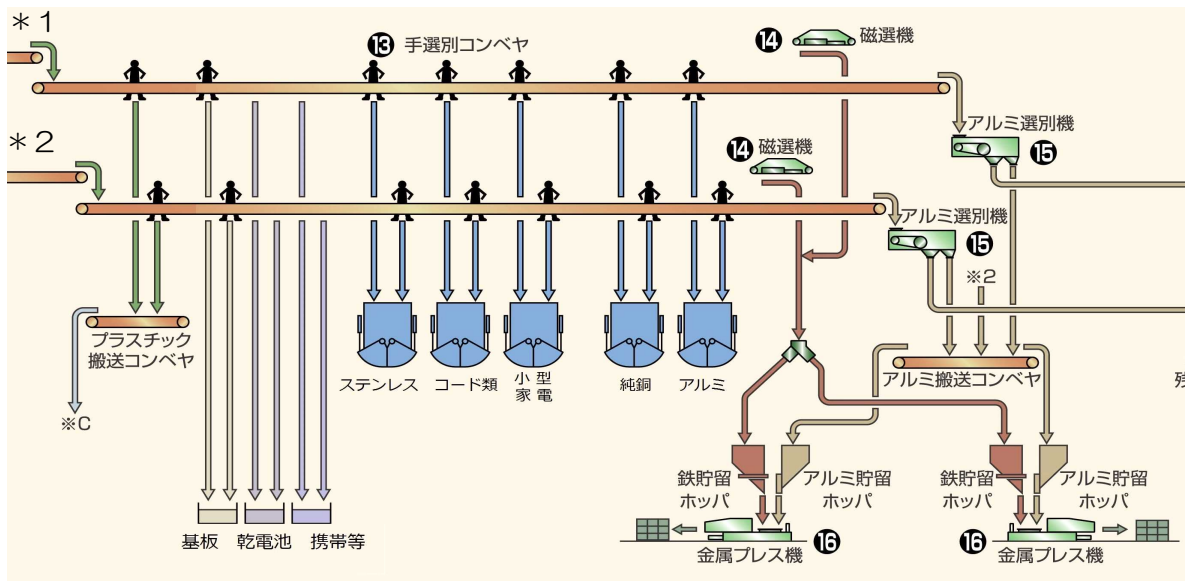
搬入された不燃ごみは不燃ピットに投入します。ピットのごみは供給クレーンで受入ホッパに移します。資源回収されて処理した不燃ごみは、粗大ピットに搬送されます。



⑫ 破袋機/除袋機

不燃ごみは「ごみ袋」に入った状態で搬入されるので、選別し易くするために機械で「ごみ袋」を破り、中身を取りだします。また、「ごみ袋」は機械で分離します。

不燃ごみ処理施設説明（２）



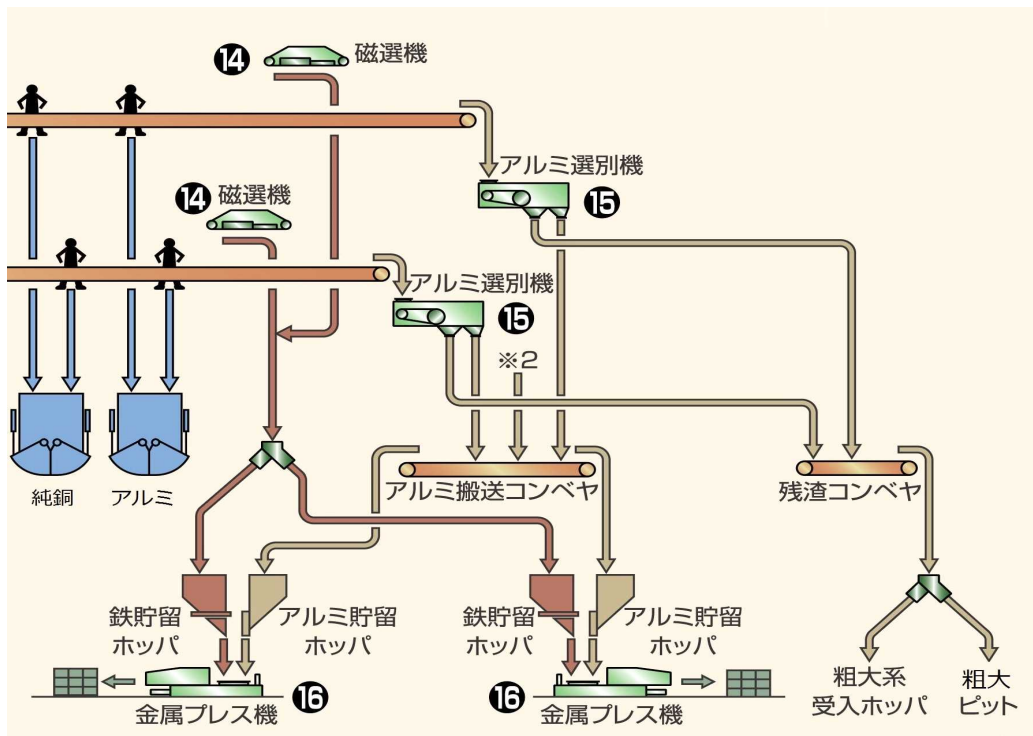
⑬ 手選別コンベヤ

不燃ごみに混入した乾電池やおもちゃ等に入った乾電池を取り除くほか、基板・携帯電話・小型家電・コード・金属類等の資源もきめ細かく選別回収をします。



14 不燃系磁選機

不燃ごみの中に混入している鉄を、磁力で選別回収します。



15 不燃系アルミ選別機

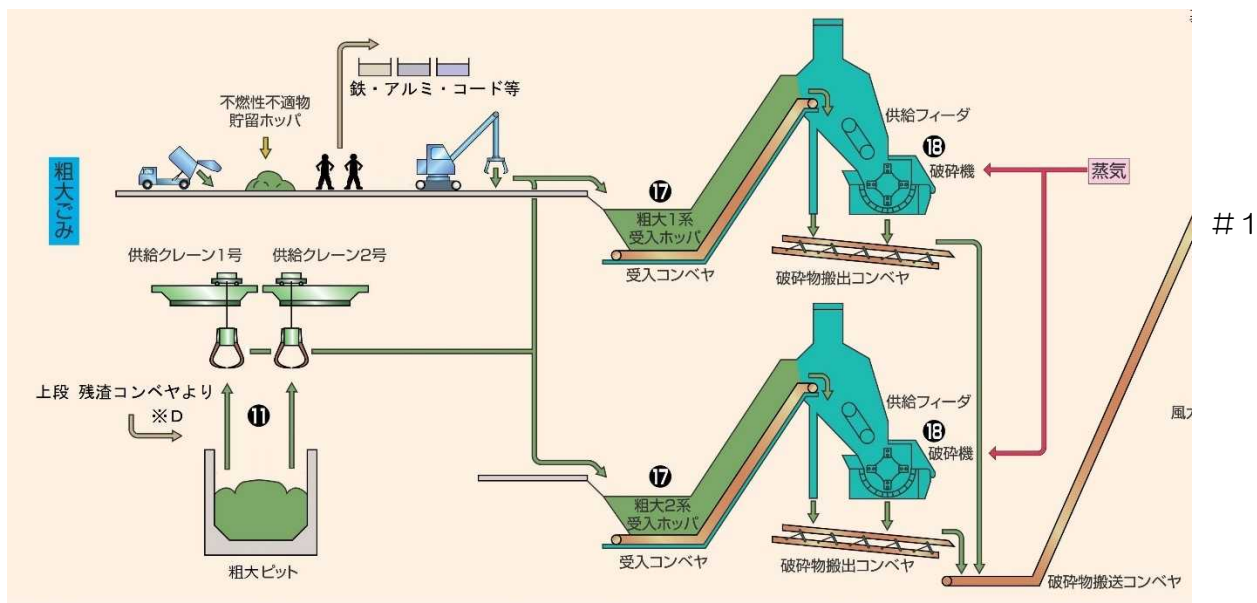
不燃ごみの中に混入しているアルミ缶等にうず電流を発生させて前方に跳ね飛ばして選別回収します。



16 金属プレス機

選別回収した鉄とアルミを、それぞれ運搬しやすいかたちに圧縮成形します。

粗大ごみ処理施設説明（１）



17 粗大系受入ホッパ

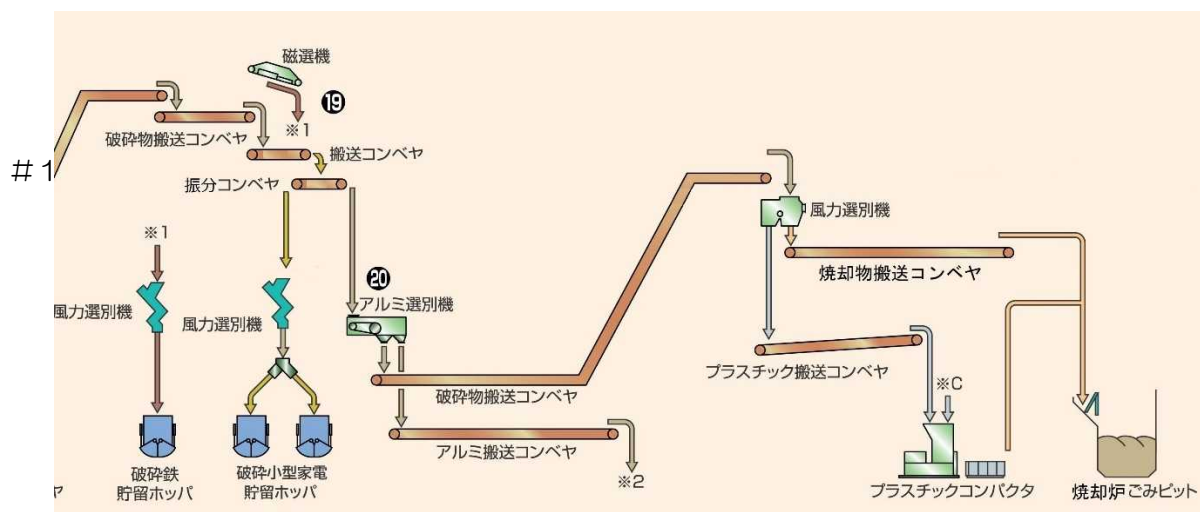
不適物を除去した粗大ごみや資源回収して処理された不燃ごみを受入ホッパに投入します。



18 破碎機

粗大ごみを高速で回転するハンマーの強力なパワーで、ほぼ 15cm 以下に破碎します。破碎機の中を蒸気で満たし、酸素濃度を下げることによって、スプレー缶などの可燃性ガスによる爆発を防止しています。

粗大ごみ処理施設説明（２）



① 磁選機

破碎した粗大ごみから、磁選機で鉄を回収します。残った可燃物は焼却棟ごみピットに送ります。



② 粗大系アルミ選別機

破碎した粗大ごみに混入しているアルミにうず電流を発生させて前方に跳ね飛ばして選別回収します。

令和3年4月～令和4年3月

不燃・粗大ごみ処理費：51,464円／ごみ1トン
（ごみの収集運搬や埋立処分費用は含まれていません。）

不燃・粗大ごみ処理費は、歳出決算の粗大ごみ処理費、議会費、組合管理費及びごみ搬入量に占める不燃・粗大ごみ、有害ごみ、小型家電量の割合を基に算出されたものです。不燃・粗大ごみ、有害ごみ、小型家電量及び搬入量は、構成市の処理区域内の搬入量を用いています。

2. 環境保全コスト

環境会計ガイドライン2005年版（平成17年2月環境省）の公表用フォーマットの表に準じて作成しました。

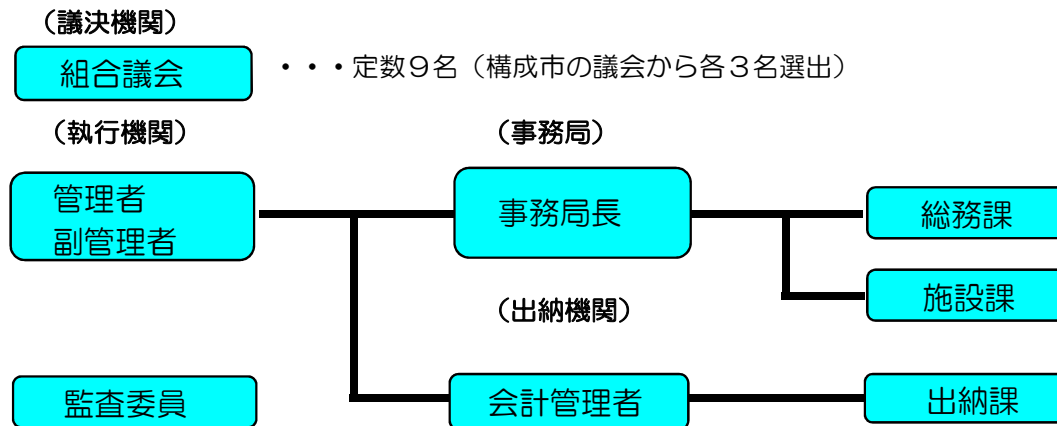
単位：円（税込）

事業エリア内コスト	分	類	主	な	取	組	費	用
公害防止コスト			公害防止のための薬剤費				51,077,303	
地球環境保全コスト	オゾン層破壊防止のためのコスト		フロンガスの回収・破壊費				706,200	
			¹ 廃棄物のリサイクル等費				-7,920,480	
資源循環コスト			(内訳) 売払い				-50,425,536	
			(内訳) 支払い				42,505,056	
			廃棄物の処理・処分費				0	
管理活動コスト								
環境マネジメントシステムの整備、運用のためのコスト			定期審査・内部監査員養成講習				473,825	
事業活動に伴う環境情報の開示及び環境広告のためのコスト			広報作成・折込 ホームページの保守				1,784,052	
環境負荷監視のためのコスト			環境の調査・法令順守の監視 常時監視用排ガス分析計の保守				14,574,120	
研究開発コスト							0	
社会活動コスト								
地域住民の行う環境活動に対する支援及び地域住民に対する情報提供等の 各種の社会的取組のためのコスト			リサイクルセンター運営費				21,040,604	
環境損傷対応コスト							0	
合計							81,735,624	

¹ 売払い：鉄くず等売却・廃自転車売却・小型家電売却・バッテリー売却・羽毛布団売却

支払い：有害ごみ処理・焼却灰運搬費・焼却灰資源化委託等

3. 私たちの組織



☆総務課

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| (1) 基本的施策の企画及び総合調整に関すること | (12) 財政に関すること |
| (2) 議会に関すること | (13) 職員の人事、給与及び勤務条件等に関すること |
| (3) 監査に関すること | (14) 職員団体に関すること |
| (4) 情報公開に関すること | (15) 出納に関すること |
| (5) 条例等の制定及び改廃に関すること | (16) 契約に関すること |
| (6) 関係市との連絡調整に関すること | (17) 財産に関すること |
| (7) 消防及び防災の計画に関すること | (18) 施設更新に関すること |
| (8) 広報及びホームページに関すること | (19) 周辺住民との連絡調整に関すること |
| (9) 施設の公開及び見学に関すること | (20) 事務局の庶務に関すること |
| (10) リサイクルセンターの運営に関すること | (21) その他、他の課に属さないこと |
| (11) 広域支援等に関すること | |

☆施設課

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 施設の設計、施行及び監督に関すること | (4) 施設の公害防止及び環境調査に関すること |
| (2) 施設の維持、管理及び運用に関すること | (5) 廃棄物等の搬入及び搬出管理に関すること |
| (3) 施設の安全管理に関すること | |

☆出納課

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| (1) 現金の出納及び保管に関すること | (6) 課の庶務に関すること |
| (2) 小切手の振り出しに関すること | (7) 支出負担行為に関する確認を行うこと |
| (3) 有価証券、担保物件の出納、保管及び記録に関すること | (8) 組合費の出納に係る証拠書類の審査等に関すること |
| (4) 現金の記録管理に関すること | (9) その他会計管理者の権限に属する事務に関すること |
| (5) 決算に関すること | |

☆工場内で勤務（従事）している人数（令和4年3月31日現在）

- | | |
|--|-----|
| ・多摩ニュータウン環境組合 | 19人 |
| ・施設の運転管理業務を行う受託契約業者【Hit環境サービス株式会社】 | 66人 |
| ・リサイクルセンターの管理・運営を行うNPO団体【東京・多摩リサイクル市民連邦】 | 3人 |

第2章 環境についての取り組み



1. 多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場 環境方針

基 本 理 念

「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」

多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場は、標記の経営方針に基づき、環境にやさしい安全な清掃工場として、地域から排出されたごみを適正に処理するとともに、焼却により生じたエネルギーを有効に活用し、環境負荷の低減を図るために最大の配慮をいたします。

また、開かれた清掃工場として、環境学習の場や環境関連情報の提供などを行い、より良好な地球環境が実現されるよう地域社会と連携してまいります。

基 本 方 針

多摩ニュータウン環境組合・多摩清掃工場は、この基本理念に基づき、資源循環型社会の実現と、かけがえのない地球環境の将来にわたる保全に寄与することができるよう、全職員をあげて次のことに取り組んでいくことを宣言します。

- 1 当工場の運営に関わる環境関連法令を始めとする順守すべき事項を明らかにし、順守します。
- 2 当工場の課題解決や順守事項の達成、環境負荷の低減を図るため環境目標を設定し、実効ある対策を推進するとともに定期的に見直しを行い、継続的改善及び汚染の予防に努めます。
- 3 地域におけるサービスの向上・ごみの減量・リサイクルの活動を支援するとともに、運営及び操業に当たっては気候変動の緩和に向けた地球温暖化対策・省資源・省エネルギー・環境保護施策等を推進します。
- 4 本方針を環境マネジメントシステムにより実施し、維持していきます。
- 5 工場の施設の開放を通じて、児童・生徒等の環境学習など、環境意識の高揚を図る施策を地域社会と連携して推進します。
- 6 この方針を当工場全職員に周知徹底するとともに一般に公表します。

2018年4月2日

多摩ニュータウン環境組合 管理者 阿部 裕行

2. 環境負荷

(1) 令和3年度 主要な物質の収支（一部、工場計器の数値を使用）

インプット

可燃ごみ: 56,182.7 t
不燃・粗大ごみ: 4,693.5 t
金属小型家電: 437.8 t

上水: 14,828 m³
井水: 17,746 m³
受電電力量: 1,060,494 kWh
都市ガス: 109,807 m³

ごみ質分析
⇒ P20・21

薬 剤
消石灰: 408.1 t セメント: 27.1 t
アンモニア水: 184.3 t 塩 酸: 24.8 t
重金属固定剤: 17.8 t 苛性ソーダ: 41.0 t

薬 剤
塩 酸: 271 kg
苛性ソーダ: 13 kg
栄養剤: 21 kg

多摩ニュータウン環境組合

焼 却 棟

可燃ごみ焼却量: 58,386.0 t (除去可燃: 3,406 t 含む)
使用電力: 8,565,908 kWh
上水使用量: 14,766 m³
井水使用量: 17,746 m³
水のリサイクル量: 3,645 t
都市ガス使用量: 70,455 m³

不燃・粗大ごみ処理棟

不燃・粗大ごみ処理量: 5,131.3 t (金属・小電含む)
使用電力: 1,193,460 kWh
上水使用量: 1,358 m³
井水使用量: 2,225 m³
水のリサイクル量: 2,124 m³
都市ガス使用量: 39,352 m³

所内電力へ

アウトプット

発電電力量: 21,911,730 kWh



売電電力量: 13,212,856 kWh

場外熱供給量: 13,355 GJ

環境負荷項目

排ガス・水質等・焼却灰等・臭気指数等
騒音振動・DXN 類・CO₂ 排出量

多摩市総合福祉センター、多摩市立温水プール

搬 出 関 係

焼却残渣: 5,648.4 t 《うち飛灰: 391.23 t 含む》

(埋立なし。エコセメント化、溶融・再生砕石により資源化)

有価物等の内訳: 2,223.1 t

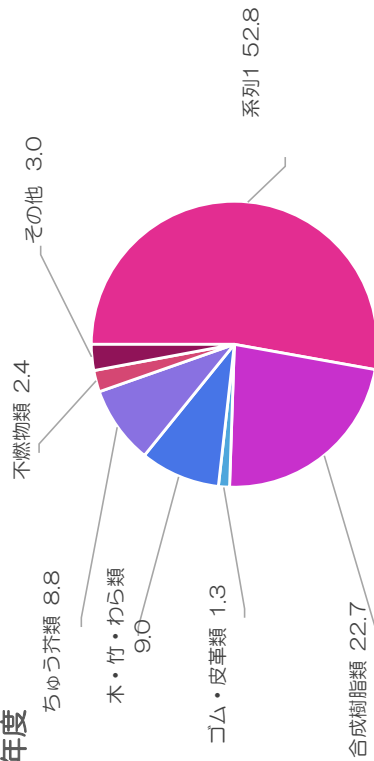
《鉄類: 1,188.9 t / アルミ類: 58.0 t / 落じん灰等 (非磁性物含む): 783.3 t / 廃自転車等: 8.7 t / バッテリー: 0.1 t / 金属小型家電: 172.8 t / 自転車破砕物: 10.3 t / その他雑品: 0.98 t》

有害性ごみの内訳: 85.12 t 《乾電池: 70.02 t / 蛍光管: 15.10 t》

ごみ質分析結果（焼却焼ごみピット内）

多摩清掃工場で処理している可燃ごみの分析結果です。平成22年度からは、ごみの分別方法が変わり、汚れたプラスチックは可燃ごみに分別されるようになりました。焼却された可燃ごみは、発電などの余熱の利用によりサーマルリサイクルされています。

令和3年度



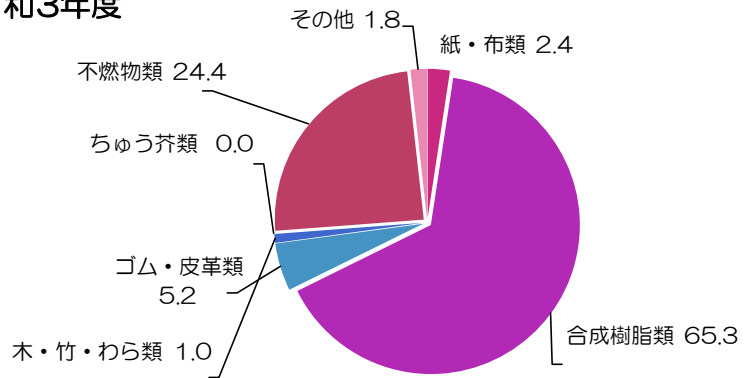
1kcal÷4.186kJ

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度															
測定年月日		平均	平均	R34.5	R35.14	R36.4	R37.2	R38.2	R39.3	R310.1	R311.1	R312.2	R41.7	R42.4	R43.3	平均			
天 候		—	—	曇	晴	雨	雨	晴	曇	雨	曇	晴	晴	曇	晴	—			
ごみ（乾のべ）成分	紙・布類	53.1	53.2	20.5	21.0	25.5	25.0	30.5	25.0	20.6	18.5	11.8	5.0	8.0	11.0	—			
	合成樹脂類	18.5	18.4	47.2	58.6	54.0	56.1	52.4	55.7	50.3	60.3	48.4	53.0	46.0	52.1	52.8			
	ゴム・皮革類	0.0	2.0	20.5	14.8	21.5	18.8	23.5	23.2	24.2	19.5	28.2	25.2	28.0	25.0	22.7			
	木・竹・わら類	10.8	10.2	1.6	3.0	0.8	0.5	0.0	0.0	4.4	2.0	1.1	0.5	1.1	0.0	1.3			
	ちゆう芥類（生ごみ）	11.3	11.0	13.4	9.5	10.2	10.1	9.3	8.5	7.7	8.2	6.5	7.5	8.0	9.5	9.0			
	不燃物類	3.1	2.1	10.9	10.5	8.4	8.8	7.4	7.6	8.8	6.7	9.7	8.1	10.6	8.1	8.8			
	その他	3.3	3.1	2.4	1.5	2.5	1.6	2.0	1.8	2.4	2.0	2.8	3.1	4.6	2.4	2.4			
ごみ（通のべ）成分	紙・布類	43.2	45.9	41.2	49.4	47.2	48.5	46.3	53.7	46.7	52.8	44.7	48.1	42.9	51.2	47.7			
	合成樹脂類	12.5	12.9	14.1	11.4	16.1	13.1	18.6	16.2	17.9	14.7	19.3	17.6	19.4	16.1	16.2			
	ゴム・皮革類	0.0	1.3	0.9	2.1	0.5	0.3	0.0	0.0	2.8	1.3	0.7	0.3	0.7	0.0	0.8			
	木・竹・わら類	10.7	9.6	11.8	8.6	10.4	9.2	8.5	7.3	8.1	9.5	6.4	7.2	6.7	8.2	8.5			
	ちゆう芥類（生ごみ）	28.9	26.3	27.2	24.9	20.8	23.7	19.5	18.8	20.5	18.7	24.2	22.2	26.0	20.3	22.2			
	不燃物類	1.8	1.2	1.3	0.9	1.4	0.9	1.3	0.9	1.4	1.2	1.5	1.8	2.6	1.3	1.4			
	その他	3.0	2.9	3.5	2.7	3.6	4.3	5.8	3.1	2.6	1.8	3.2	2.8	1.7	2.9	3.2			
単位容積重量		170	150	151	145	160	169	150	227	157	155	164	160	161	154	163			
ごみ成分の3	水分	44.6	45.0	46.65	39.53	42.57	44.89	34.81	49.32	42.71	40.19	44.29	41.30	43.44	45.89	43.0			
	灰分（生ごみ）	6.7	6.1	5.82	6.51	6.83	5.86	7.48	5.77	6.19	5.93	6.33	6.60	7.17	6.08	6.4			
	可燃分	48.8	48.9	47.53	53.96	50.60	49.25	57.71	44.91	51.10	53.88	49.38	52.10	49.39	48.03	50.7			
低位発熱量	（計算値）	1927	1930	1859	2191	2022	1947	2388	1725	2043	2183	1956	2097	1962	1886	2022			
	（実測値）	8067	8079	7782	9172	8464	8150	9996	7221	8552	9138	8188	8778	8213	7895	8462			
	（実測値）	2161	2147	2095	2387	2346	2175	2756	1988	2381	2461	2362	2435	2357	2252	2333			
灰分（乾燥ごみ）		9045	8987	8770	9992	9820	9105	11537	8322	9967	10302	9887	10193	9866	9427	9766			
		1206	1112	1091	1077	1189	1063	1147	1138	1081	992	1137	1125	1268	1124	1119			

令和3年度

ごみ質分析結果（不燃ピット内）

不燃ごみに含まれるものは、金属類や小型家電、不燃物類（食器・陶磁器・ガラス製品等）、プラスチック製品などがあります。割合では合成樹脂（プラスチック）が多くを占めています。



1kcal≒4.186kJ

年 度			令和元年度			令和2年度	令和3年度		
測定年月日			R1.7.4	R2.1.9	平均	R3.1.8	R3.7.2	R4.1.7	平均
天 候			雨	晴	—	晴	雨	晴	—
気 温			24.5	—	—	8.0	20.5	5.0	—
ごみの種類成分 （乾ベース）	紙・布類	%	28.6	17.6	23.1	5.9	1.8	3.0	2.4
	合成樹脂類		39.5	48.9	44.2	20.8	68.2	62.4	65.3
	ゴム・皮革類		2.5	0.0	1.3	2.8	6.1	4.2	5.2
	木・竹・わら類		10.3	7.8	9.1	0.7	0.3	1.6	1.0
	ちゅう芥類（生ごみ）		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不燃物類		14.5	17.9	16.2	68.4	21.7	27.1	24.4
	その他		4.6	7.8	6.2	1.4	1.9	1.7	1.8
ごみの種類成分 （湿ベース）	紙・布類	%	31.1	19.0	25.1	6.1	1.9	3.2	2.6
	合成樹脂類		38.3	47.9	43.1	21.1	68.6	62.5	65.6
	ゴム・皮革類		2.4	0.0	1.2	2.9	6.2	4.3	5.3
	木・竹・わら類		10.3	8.3	9.3	0.8	0.3	1.7	1.0
	ちゅう芥類（生ごみ）		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不燃物類		13.1	16.5	14.8	67.5	20.9	26.5	23.7
	その他		4.8	8.3	6.6	1.6	2.1	1.8	2.0
単位容積重量		kg/m³	127	261	194	232	112	135	124
ごみの3成分	水分	%	9.68	7.49	8.59	1.25	3.85	2.20	3.03
	灰分（生ごみ）		19.09	23.07	21.08	69.75	25.61	30.90	28.26
	可燃分		71.23	69.44	70.34	29.00	70.54	66.90	68.72
低位発熱量	（計算値）	kcal/kg	3,147	3,080	3,114	1,298	3,151	2,997	3,074
		kJ/kg	13,173	12,893	13,033	5,433	13,190	12,545	12,868
	（実測値）	kcal/kg	4,325	4,606	4,466	2,101	5,664	5,250	5,457
		kJ/kg	18,104	19,281	18,693	8,795	23,710	21,977	22,844
灰分（乾燥ごみ）		%	21.14	24.94	23.04	70.63	26.64	31.6	29.12

(2) 令和元年度から令和3年度の推移

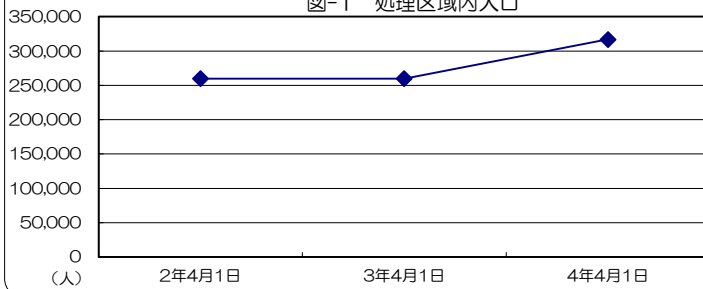
次の項目について、3ヶ年の推移をグラフ化し、コメントを記した。（但し、リサイクルセンターに係る数値について、一部除いて解析した。）

応援ごみとは、多摩ニュータウン環境組合の処理区域〔八王子市、町田市の一部区域並びに多摩市全域〕以外のごみで構成市、他市又は他の一部事務組合の要請により当組合で処理したごみである。八王子市拡大区域ごみとは、館清掃工場の停止に伴い平成22年より受入れを開始したものである。

区 分		項 目	2年4月1日	3年4月1日	4年4月1日	グラフ
インプット		処理区域内人口（人）	259,805	259,645	316,729	図-1
		項 目	元年度	2年度	3年度	グラフ
		可燃ごみ搬入量（t）《除去可燃除く》 【処理区域内】	46,568.0	45,935.0	45,453.6	図-2
		可燃ごみ搬入量・八王子市拡大区域ごみ（t） 【処理区域外】	9,406.1	9,906.6	9,720.6	
		可燃ごみ搬入量・八王子市応援ごみ（t） 【処理区域外】	3,221.0	576.2	754.9	
		可燃ごみ搬入量・町田市応援ごみ（t） 【処理区域外】	0.0	0.0	248.6	図-3
		可燃ごみ搬入量・宮城県大崎市応援ごみ（t） 【処理区域外】	0.0	479.5	0.0	
		可燃ごみ搬入量・稲城市（宿泊療養施設）応援ごみ（t） 【処理区域外】	0.0	3.1	5.0	
		不燃・粗大ごみ搬入量（t） 【処理区域内】	4,311.5	4,697.7	4,451.3	図-3
		不燃・粗大ごみ搬入量（t）・八王子市応援ごみ（t） 【処理区域外】	163.8	0.0	0.0	
		不燃・粗大ごみ搬入量（t）・町田市応援ごみ（t） 【処理区域外】	0.0	0.0	242.1	
		金属・小型家電搬入量（t） 【多摩市】	412.6	468.5	437.8	図-4
		受電電力量（kWh）（全体）	920,640	1,022,532	1,060,494	
		上水使用量（m ³ ）（全体）	14,610	14,772	14,766	
		井水使用量（m ³ ）（全体）	20,248	17,204	17,746	図-6
		都市ガス使用量（m ³ ）（全体：リサイクルセンター除く）	111,996	99,573	109,807	図-7
処理工程	焼却棟	ごみ焼却量（t）《可燃ごみ+除去可燃》	62,180.6	61,248.1	58,386.0	図-8
		焼却炉運転日数（左軸）	325	320	311	図-9
		内 1炉運転日数（左軸）	314	320	304	
		内 2炉運転日数（右軸）	11	0	7	
		全炉停止日数（右軸）	41	45	54	
		炉の立上・立下回数（右軸）	10	8	10	図-10
		電力使用量（kWh）	10,743,636	10,311,400	8,565,908	
		上水使用量（m ³ ）	13,165	13,358	13,408	図-11
		井水使用量（m ³ ）	18,243	15,094	15,521	図-12
		水のリサイクル量（m ³ ）	5,990.5	5,121.0	3,645.0	図-13
		都市ガス使用量（m ³ ）	71,980	57,230	70,455	図-14
		消石灰（t）	392.2	436.4	408.1	図-15
		アンモニア水（t）	255.4	236.9	184.3	図-16
		重金属固定剤（t）	28.2	30.0	17.8	図-17
		セメント（t）	39.0	43.7	27.1	図-18
		塩酸（t）	25.0	22.5	24.8	図-19
		苛性ソーダ（t）	39.8	37.3	41.0	図-20
	不燃ごみ・処理大棟	ごみ処理量（t）《不燃ごみ+粗大ごみ+小型家電》	4,887.9	5,166.2	5,131.3	図-21
		電力使用量（kWh）	1,293,990	1,250,390	1,193,460	図-22
		上水使用量（m ³ ）	1,455	1,414	1,358	図-23
		井水使用量（m ³ ）	2,005	2,110	2,225	図-24
		水のリサイクル量（m ³ ）	2,039.0	2,010.2	2,124.2	図-25
		都市ガス使用量（m ³ ）	40,016	42,343	39,352	図-26
		塩酸（kg）	264	277.9	271.4	図-27
		苛性ソーダ（kg）	0	0	13	図-28
		栄養剤（kg）	48.0	24.4	21.1	図-29
アウトプット		発電電力量（kWh）（全体）	24,981,900	24,459,390	21,911,730	図-30
		売電電力量（kWh）（全体）	13,864,914	13,920,132	13,212,856	図-31
		場外熱供給量（GJ）（全体）	13,658.0	7,306.2	13,355.1	図-32
		下水放流量（m ³ ）（全体）	12,961	11,226	12,306	図-33
		有価物等（t）	1,659.9	2,212.3	2,223.1	図-34
		有害性ごみ（kg）	86,430	91,770	85,120	図-35
		エコセメント化、溶融資源化、再生砕石化（t） 【処理区域内】	6,469.6	6,512.3	5,648.4	図-36
		エコセメント化（t） 【処理区域外】	253.8	62.9	136.4	

(2) - 1 インプット（施設全体での入力情報）

図-1 処理区域内人口



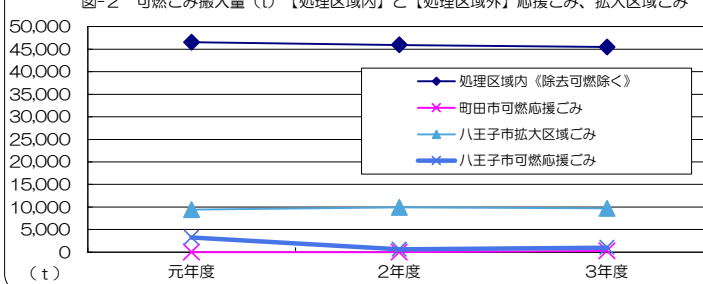
コメント

処理区域は、八王子市、町田市の一部の区域並びに多摩市全域である。また、処理区域内人口は、各年の4月1日の人数である。八王子市、町田市の処理区域を拡大したため、人口は増加している。

処理区域内での各市の内訳（令和4年4月1日現在）

- ・八王子市：131,658人
- ・町田市：37,549人
- ・多摩市：147,522人

図-2 可燃ごみ搬入量 (t)【処理区域内】と【処理区域外】応援ごみ、拡大区域ごみ



コメント

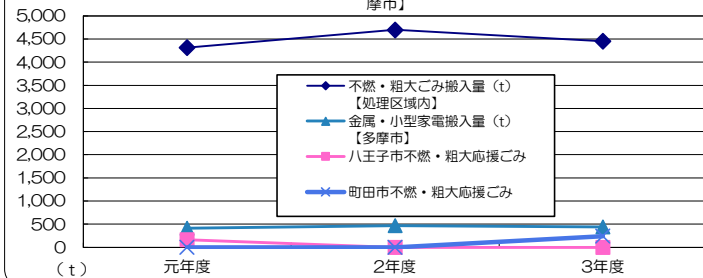
処理区域内の可燃ごみ搬入量は各構成市のごみ減量化が進み減少傾向にあり、令和3年度は微減となった。

令和元年度および2年度、3年度は八王子市より応援ごみの搬入があった。3年度は町田市より応援ごみの搬入があった。

令和3年度は宿泊療養施設から排出されるごみ5 tの搬入があった。

令和2年度は粗大ピットの火災により、可燃ごみ1.68 tを構成市の施設で応援処理をお願いした。

図-3 不燃・粗大ごみ(t)【処理区域内】と【処理区域外】と金属・小型家電(t)【多摩市】



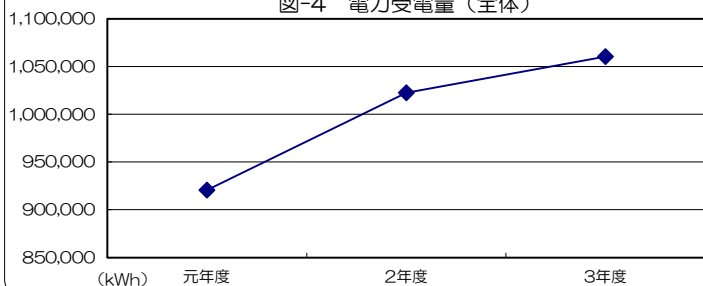
コメント

処理区域内の不燃・粗大ごみ搬入量は各構成市のごみ減量化が進み減少傾向にある。

八王子市から令和元年度、町田市から令和3年度、不燃・粗大ごみの応援搬入があった。

令和2年度は粗大ピットの火災により、不燃粗大ごみ37.4 tを構成市の施設で応援処理をお願いした。

図-4 電力受電量 (全体)



コメント

焼却炉が全炉停止すると発電ができなくなり、受電電力量が増加する。このため、受電電力量の増減は、焼却炉の全炉停止日数の増減と相関関係にある。

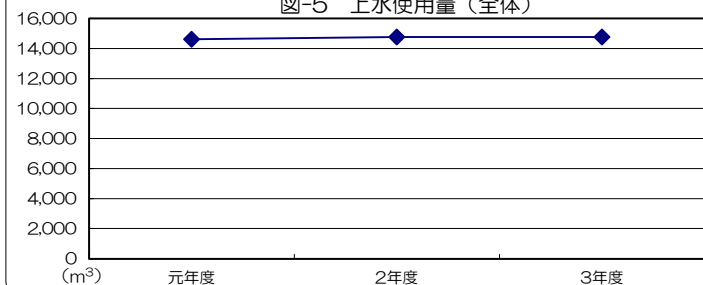
全炉停止日数

令和元年度：41日

令和2年度：45日

令和3年度：54日

図-5 上水使用量 (全体)



コメント

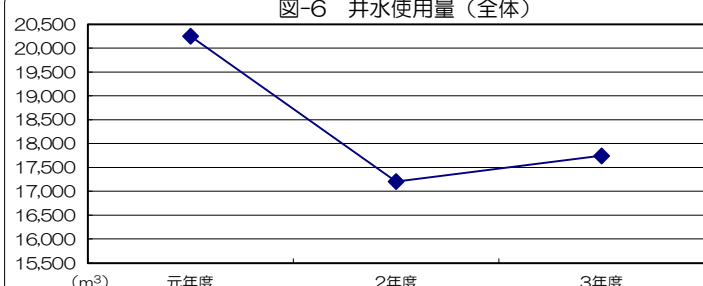
～～～上水の使用の目的～～～

☆焼却棟:生活用水やボイラ用の純水を作る為等に使用

☆不燃・粗大棟:破碎機の防爆用蒸気を作る為に使用

不燃・粗大棟での上水使用量は、全体の上水使用量の9～10%程度であり、増減の推移は、焼却棟の使用量増減と相関関係にある。

図-6 井水使用量 (全体)



コメント

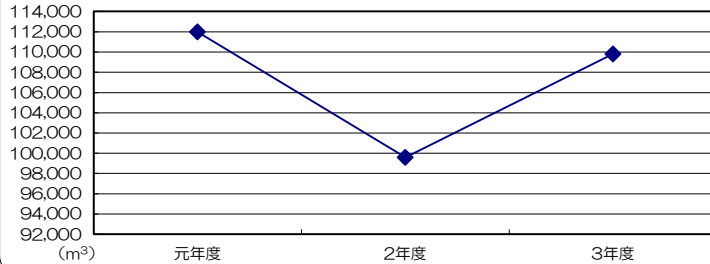
～～～井水の使用の目的～～～

☆焼却棟:機器の冷却や排ガス温度を下げるのに使用

☆不燃・粗大棟:防塵用散水等に使用

不燃・粗大棟での井水使用量は、全体の井水使用量の10～13%程度であり、増減の推移は、焼却棟の使用量増減と相関関係にある。

図-7 都市ガス使用量（全体・リサイクルセンター除く）



コメント

リサイクルセンターの使用量は除いてグラフ化した。

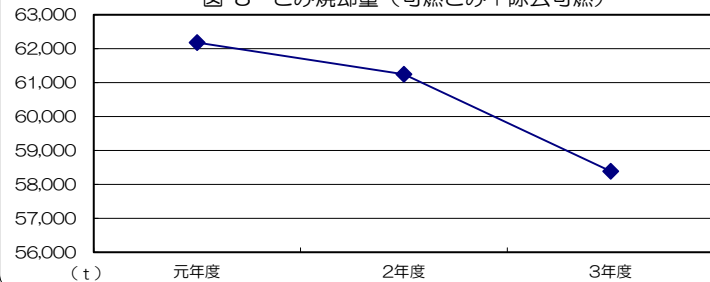
～～～都市ガスの使用の目的～～～

☆焼却棟:主に炉の立上・立下、炉内温度低下時等に使用
☆不燃・粗大棟:破砕機の防爆用蒸気を作る為に使用

不燃・粗大棟の都市ガス使用量は、不燃・粗大ごみの処理量と相関関係にあるが、焼却棟の都市ガス使用量は、焼却炉の立上、立下回数と相関関係にある。また、都市ガスを多く使用する62時間立上げが、令和元年度は1回あった。

(2) - 2 処理工程（焼却棟）

図-8 ごみ焼却量（可燃ごみ+除去可燃）

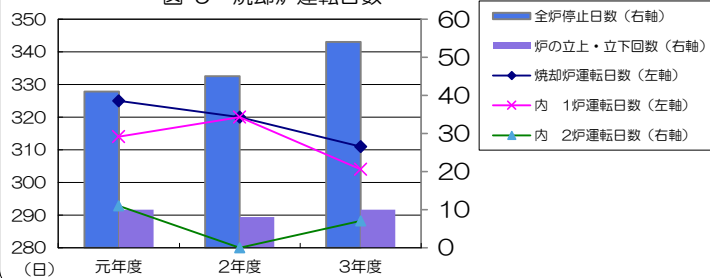


コメント

除去可燃は、不燃・粗大ごみ中の可燃分である。

焼却量は可燃ごみの搬入量の増減に合わせて変動する。

図-9 焼却炉運転日数



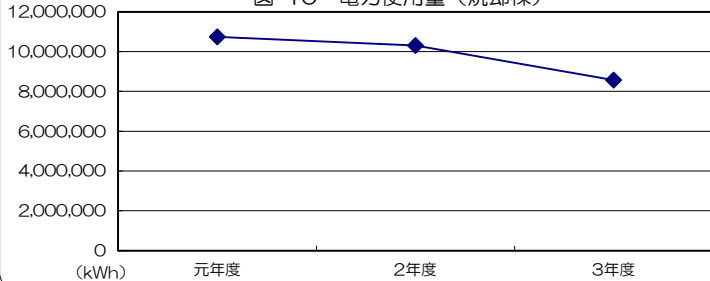
コメント

可燃ごみ搬入量に合わせて、効率の良い焼却炉の運転計画を作成している。

1号炉はなく、2号炉と3号炉による2炉体制である。

焼却炉運転日数…2号炉と3号炉の各炉の運転日数の合計
1炉運転日数…2号炉か3号炉のどちらかが運転している日数
2炉運転日数…2号炉と3号炉両炉が同時に運転している日数
全炉停止日数…2号炉と3号炉両炉が同時に停止している日数
炉の立上・立下回数…焼却炉の稼働や停止の回数

図-10 電力使用量（焼却棟）

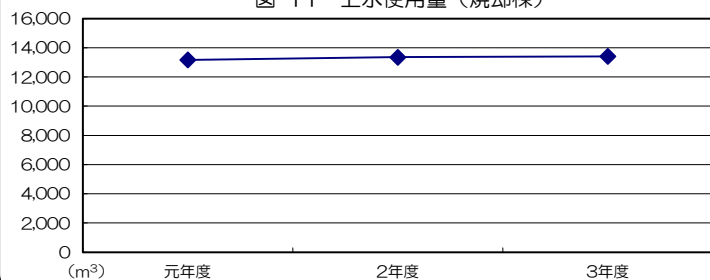


コメント

施設の稼働に電気を使用するため、電力使用量の増減は、焼却炉の運転日数の増減と相関関係にある。

令和2・3年度は焼却炉の運転日数の減少に伴い、電力使用量が減少した。

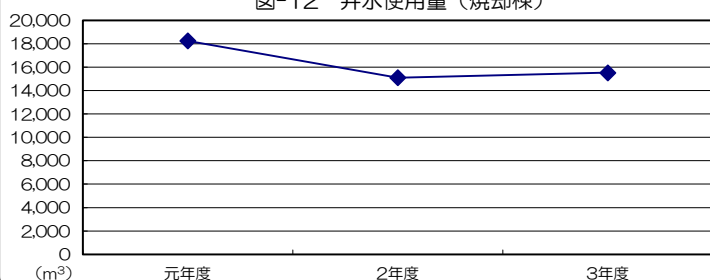
図-11 上水使用量（焼却棟）



コメント

施設の稼働に上水を使用するため、上水使用量の増減は、焼却炉の運転日数の増減と相関関係にある。

図-12 井水使用量（焼却棟）



コメント

施設の稼働に井水を使用するため、井水使用量の増減は、焼却炉の運転日数の増減と相関関係にある。

令和3年度は運転日数は減少したが、消防訓練や融雪の散水の使用により、年間使用量は増加した。

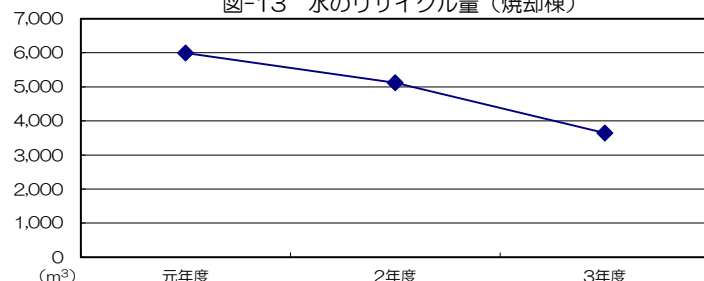
【水のリサイクルについて】

多摩清掃工場の焼却棟には、「よごれた水」を薬品で「きれいな水」に処理する設備があります。

薬品で無機物（浮遊物）を沈殿させます。この沈殿物は、汚泥として焼却処理します。また、上澄の「きれいな水」は、工場でリサイクルします。

このように「よごれた水」を「きれいな水」に処理して、工場内で、リサイクルするシステムをクローズドシステムといいます。大切な資源である「水」を効率良く使用することで、水の節減を図り、排水量を減少させることは、とても重要なことです。また排水を外部に出さないことで、環境保護にも大きく役立っています。

図-13 水のリサイクル量（焼却棟）

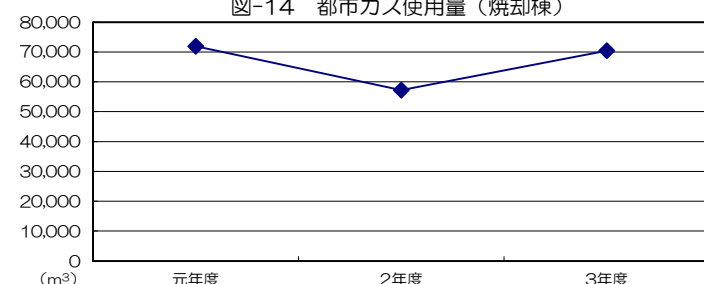


コメント

リサイクルした水は減温水として使用するため、焼却炉の運転日数の増減と相関関係にある。

減温水：バグフィルターが熱で傷まないようにしたり、ダイオキシン類が再合成する温度域（300度程度）にならないように排ガス温度を下げるために使用する水。

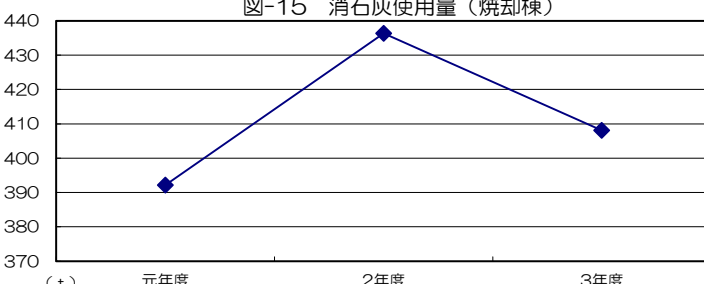
図-14 都市ガス使用量（焼却棟）



コメント

都市ガスは、炉の立上・立下時、炉内の温度低下時等に使用する。このため、使用量は、炉の立上・立下回数の増減と相関関係にある。立上下の回数は、令和元年度10回、令和2年度8回、令和3年度10回である。

図-15 消石灰使用量（焼却棟）

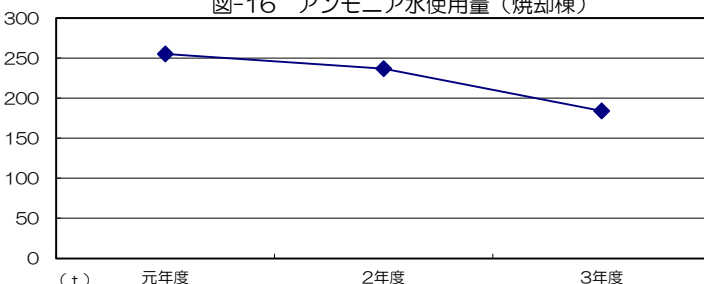


コメント

消石灰は、排ガス中の塩化水素や硫酸化物等の酸性ガスを除去する目的で使用する。

使用量は焼却量の増減と相関関係にある。令和元年度～令和3年度の原単位（ごみ1tあたりに使用する量）は、6.31、7.12、6.99kg/tである。令和元年度は最適な消石灰の選定、吹込み制御の改善検討及びごみ中の合成樹脂類割合の減少により使用量が減少した。令和元年度に行った吹込み制御の改善は3号炉のみで、令和3年度は2年度と比較して3号炉の運転日数（2年度:2号炉193日/3号炉127日、3年度:2号炉120日/3号炉198日）が多かったため、使用量が減少した。

図-16 アンモニア水使用量（焼却棟）

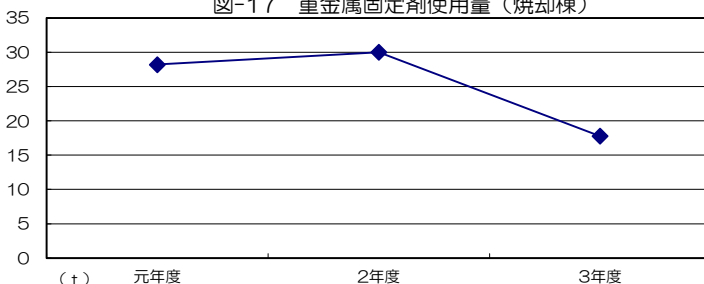


コメント

アンモニア水は、排ガス中の窒素酸化物を除去する目的で、焼却炉内および煙道に使用する。

このため、使用量は焼却量の増減と相関関係にあるが、令和元年度～令和3年度の原単位（ごみ1tあたりに使用する量）は、4.11、3.87、3.16kg/tであった。令和2年度から使用量の多い炉内噴霧量の改善を図ったことにより使用量が減少した。

図-17 重金属固定剤使用量（焼却棟）

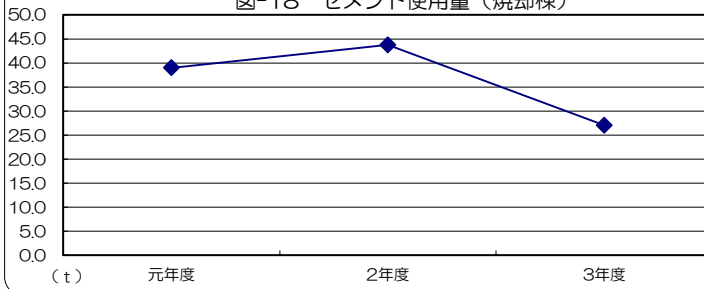


コメント

排ガス中の飛灰を捕集し、重金属等（鉛等）が溶出しないように薬剤で固定する。

令和3年度から、飛灰の搬出方法を変更し、薬剤処理が不要になったため使用量が減少した。

図-18 セメント使用量（焼却棟）

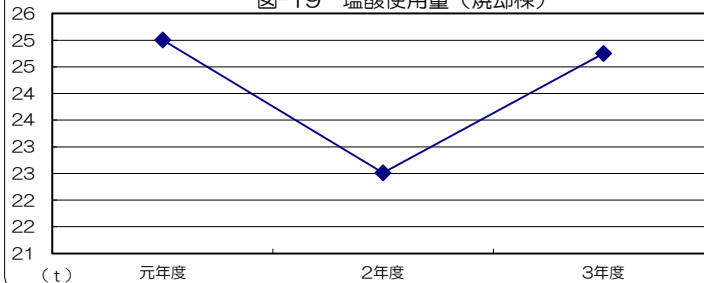


コメント

排ガス中の飛灰を捕集し、重金属等（鉛等）が溶出しないように、セメントで固定する。

令和3年度から、飛灰の搬出方法を変更し、薬剤処理が不要になったため使用量が減少した。

図-19 塩酸使用量（焼却棟）

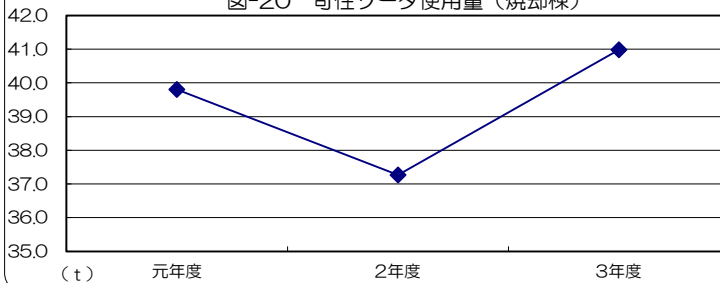


コメント

「よごれた水」をリサイクルするために、污水处理設備のpH調整に使用したり、焼却炉のボイラ設備で使用する「とてもきれいな水（純水）」を作るための樹脂洗浄に使用する。

令和3年度は塩酸タンクを更新するため、使用量が増加した。

図-20 苛性ソーダ使用量（焼却棟）



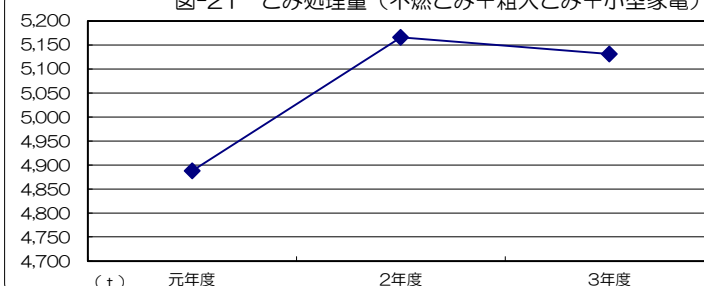
コメント

「よごれた水」をリサイクルするために、污水处理設備のpH調整に使用したり、焼却炉のボイラ設備で使用する「とてもきれいな水」を作るための樹脂洗浄に使用する。

令和3年度は塩酸タンクを更新するため、塩酸の使用量の増加に伴い、使用量が増加した。

(2) - 3 処理工程（不燃・粗大ごみ処理棟）

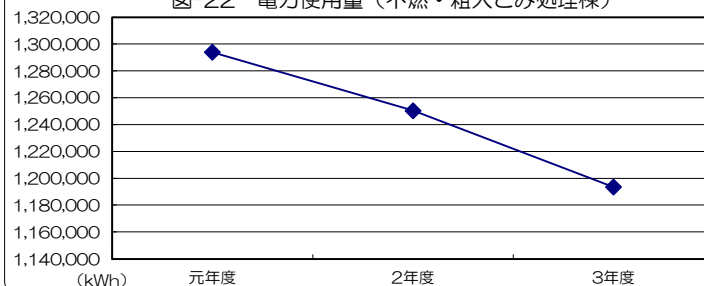
図-21 ごみ処理量（不燃ごみ＋粗大ごみ＋小型家電）



コメント

令和3年度は不燃ごみ及び粗大ごみ、小型家電の搬入量が微減となり、処理量も減少した。

図-22 電力使用量（不燃・粗大ごみ処理棟）

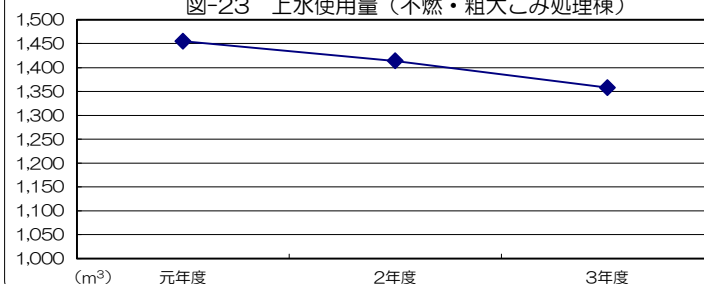


コメント

不燃ごみ、粗大ごみ及び小型家電の処理量と関係にある。

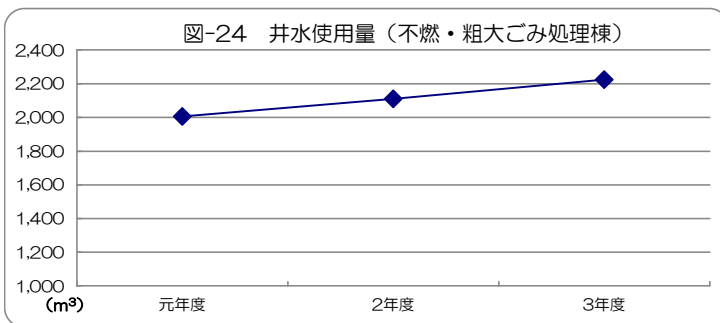
令和2年度はLED照明化工事及び空調設備の更新工事、3年度はLED照明化工事を実施したため、使用量が減少した。

図-23 上水使用量（不燃・粗大ごみ処理棟）



コメント

上水は、防爆用（不燃・粗大ごみ等を破碎する際、事故による爆発を防ぐために、酸素濃度を下げる目的で蒸気を使用）の蒸気を作るために使用する。



コメント

井水は主に清掃に使用されています。井水使用量は大きな変動はありません。

【水のリサイクルについて】

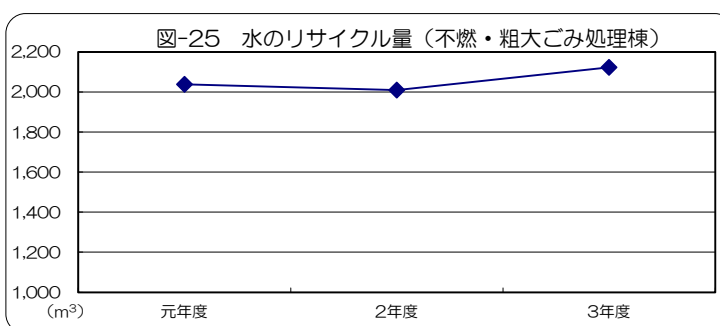
多摩清掃工場の不燃・粗大ごみ処理棟には、「よごれた水」を微生物の力で「きれいな水」に処理する設備があります。微生物の力で処理する設備は、微生物が有機物を食べて（*BOD・**CODを低くする）繁殖し、「汚泥」（微生物のかたまり）となります。この水をろ過し、「かたまり」と「きれいな水」に分離します。この「かたまり」は汚泥として焼却処理し、「きれいな水」は、工場でリサイクルします。

このように「よごれた水」を「きれいな水」に処理して、工場内で、リサイクルするシステムをクローズドシステムといいます。大切な資源である「水」を効率良く使用することで、水の節減を図り、排水量を減少させることは、とても重要なことです。また排水を外部に出さないことで、環境保護にも大きく役立っています。

*BOD・・・生物化学的酸素要求量といいます。微生物が「よごれ」（有機物）を食べるために使った酸素の量を表します。

「よごれ」の目安で、高いほどよごれています。

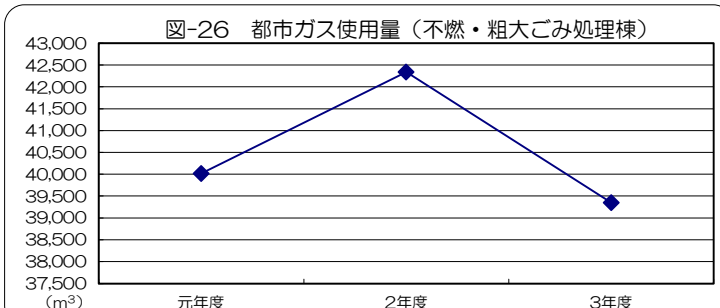
**COD・・・化学的酸素要求量といいます。微生物のかわりに薬品を使って水の中の酸素の使われる量を表します。



コメント

リサイクルした水は、主に施設内の床等の清掃に使用する。

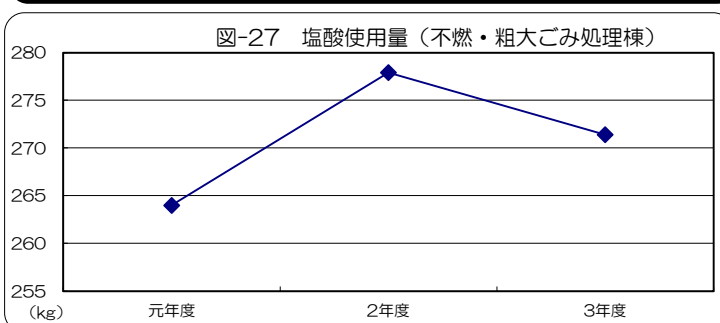
令和3年度の水のリサイクル量は微増となった。



コメント

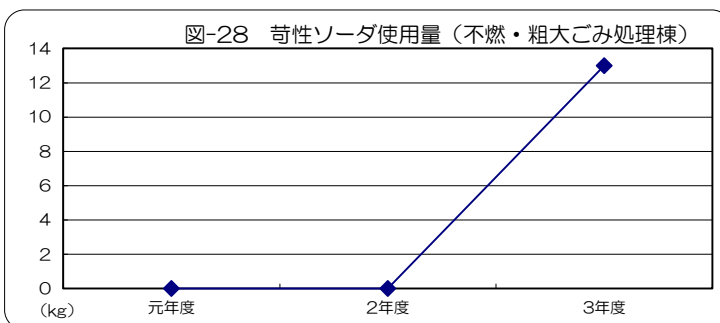
都市ガスは、防爆用（不燃・粗大ごみ等を破碎する際、事故による爆発を防ぐために、酸素濃度を下げる目的で蒸気を使用）の蒸気を作るために使用する。

令和3年度はボイラの運転時間減少により、使用量が減少した。



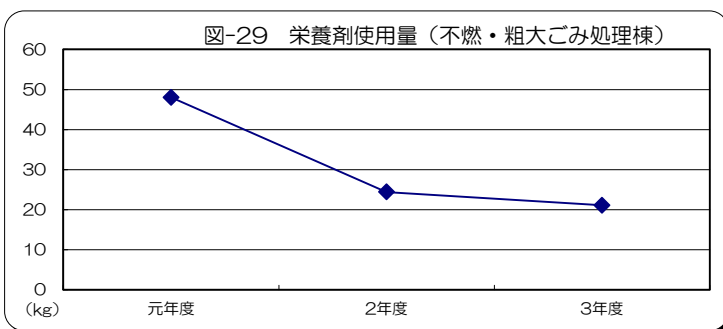
コメント

「よごれた水」をリサイクルするため、污水处理設備のpH調整に使用する。



コメント

「よごれた水」をリサイクルするため、污水处理設備のpH調整に使用する。

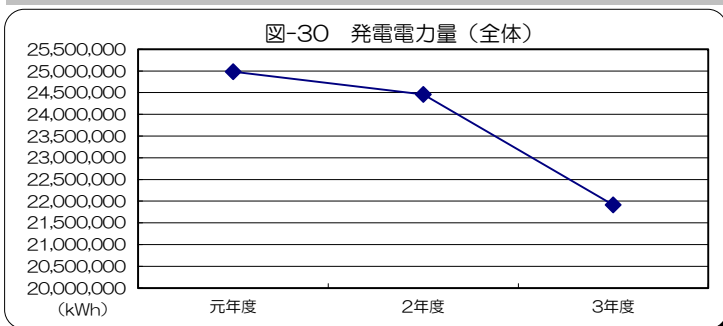


コメント

栄養剤は、「よごれた水」を処理する微生物の食料として使用する。

令和3年度は「よごれた水」の量が減少し、きれいな水（リサイクルした水）にするために必要な栄養剤の使用量が減少した。

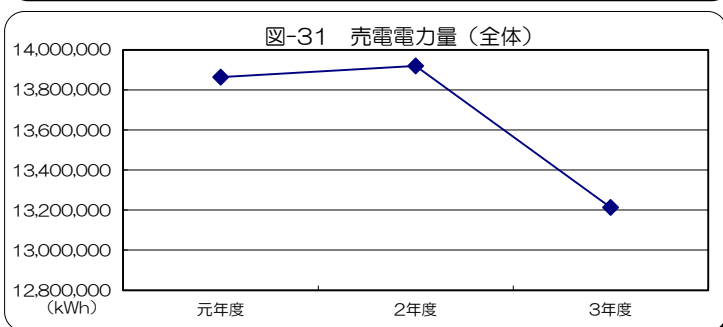
(2) - 4 アウトプット（施設全体での出力情報）



コメント

ごみを焼却した熱を利用して発電するため、発電電力量は、炉の運転日数の増減と似た傾向を示す。

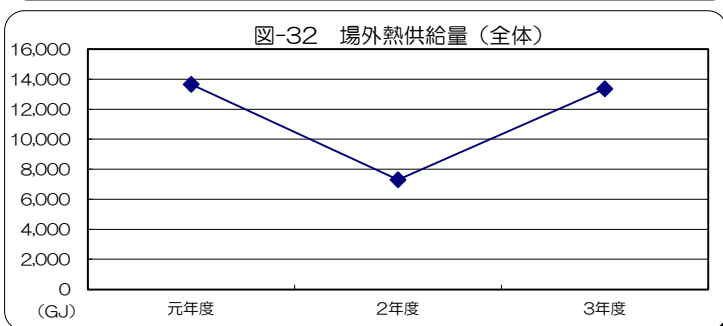
令和3年度は、焼却炉の運転日数の減少に伴い、発電電力量が減少した。



コメント

売電電力量＝受電電力量＋発電電力量－使用電力量

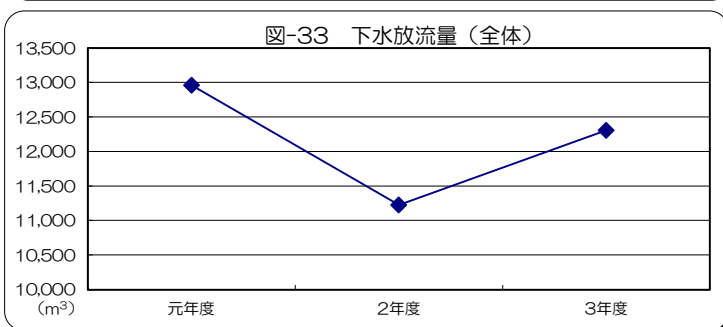
令和3年度は、焼却炉の運転日数の減少に伴い、発電電力量が減少し、売電電力量も減少した。



コメント

ごみを焼却した熱を利用して余熱供給するため、余熱供給量は、炉の運転日数や供給先の余熱必要量の影響を受ける。

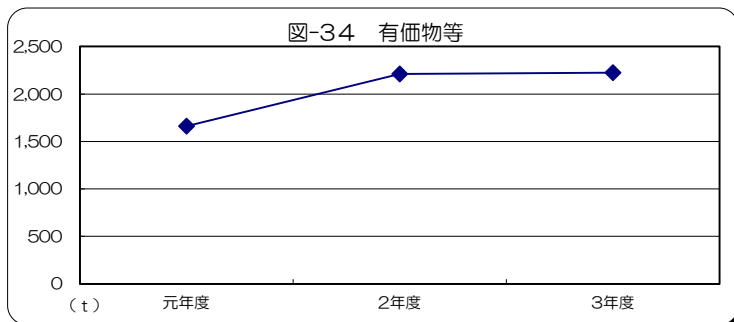
令和2年度は焼却炉の運転日数が減少したこと及び設備の改修工事によるアクアブルーの営業休止もあり供給量が減少した。



コメント

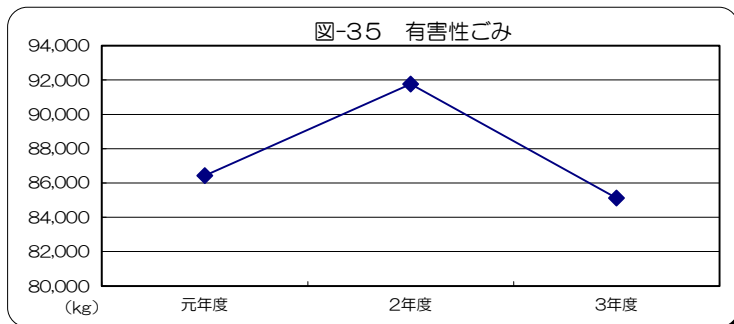
焼却炉稼働日数により増減する。

令和3年度は、飛灰固化処理を停止し、加湿のための再利用水の使用の分を放流したため、増加している。

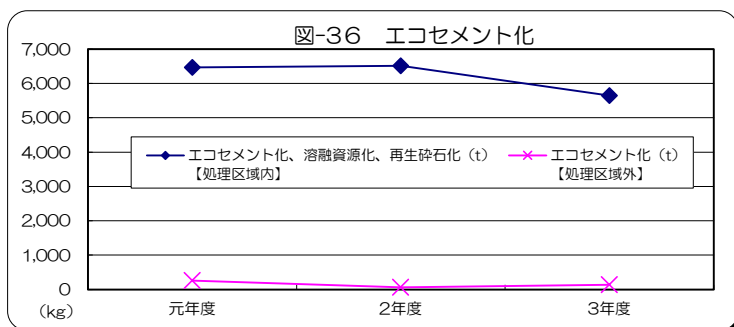


コメント
有価物等とは、主に不燃・粗大ごみの中から得られる資源物で鉄類、アルミ類、非磁性物、落人灰、自転車、小型家電等の合計である。

令和3年度の有価物の搬出量は横ばいとなった。



コメント
ここでの有害性ごみとは、乾電池と蛍光灯の搬出量の合計である。有害ごみは、専門業者に委託して適正に処理・再資源化している。また、不燃ごみの中に誤って混入された有害ごみについても、手選別により取り出し、同様に適正処理している。



コメント
エコセメントとは、ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてつくる新しいタイプのセメントである。焼却灰は、セメントに必要な成分を多く含んでいるので、原料として利用できる。多摩清掃工場の焼却灰は、東京たま広域資源循環組合にてエコセメント化している他、民間の溶融資源化施設や、再生砕石化施設に搬出している。

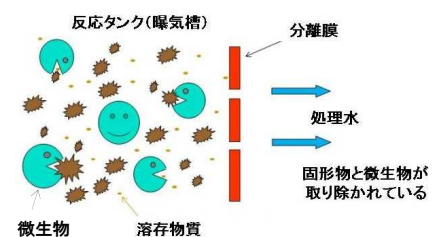
【水のリサイクル】



薬品で「きれいな水」に処理する設備



微生物の力で「きれいな水」に処理する設備



3. 環境対策

PRTR

（化学物質排出移動量届出制度：有害性のある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれた移動量を把握し、公表する制度）

多摩清掃工場の1年間のダイオキシン類排出量は、煙突から0.28mg-TEQでした。移動量は、下水が0.00036mg - TEQ、灰等が360mg - TEQでした。（TEQ：毒性等量）

第1種指定化学物質の名称		ダイオキシン類										単位
第1種指定化学物質の号番号		243										mg-TEQ（ダイオキシン類の場合）
排出量	イ. 大気への排出				0	.	2	8				
	ロ. 公共用水域への排出				0	.	0					排出先の河川、湖沼、海域等の名称 〔 なし 〕
	ハ. 当該事業所における土壌への排出（二以外）				0	.	0					なし
	ニ. 当該事業所における埋立処分				0	.	0					埋立処分を行う場所（該当するものに○をすること）該当なし 1.安定型 2.管理型 3.遮断型
移動量	イ. 下水道への移動				0	.	0	0	0	3	6	移動先の下水道終末処理施設の名称 〔 南多摩水再生センター 〕
	ロ. 当該事業所の外への移動（イ以外）	3	6	0								

(1) 排ガス濃度

年度	測定日	号炉	ばいじん		硫酸化合物		窒素化合物		塩化水素		水銀	
			濃度	規制基準値	排出量	規制基準値	濃度	規制基準値	濃度	規制基準値	濃度	規制基準値
			g/m ³ _N		m ³ _N /h		ppm	ppm	ppm		μg/m ³ _N	
元	R1.5.20	3	<0.001	0.08	0.45	89.4	40	250	14	430	32※	50
	R1.7.23	2	<0.001		0.28	90.9	42		14		18	
	R1.9.24	2	<0.001		0.41	90.9	17		17		4.9	
	R1.11.18	3	<0.001		0.30	87.9	51		15		8.9	
	R2.1.10	3	<0.001		0.40	89.4	53		24		16	
	R2.3.2	2	<0.001		0.23	90.9	44		9		29	
2	R2.5.18	3	<0.001		0.50	90.9	27		17		15	50
	R2.7.14	2	<0.001		0.43	92.4	44		20		11	
	R2.9.14	2	<0.001		0.19	93.9	26		13		16	
	R2.11.5	2	<0.001		0.14	93.9	50		15		11	
	R3.1.13	2	<0.001		0.20	95.5	44		13		23	
	R3.3.4	3	<0.001		0.42	90.9	47		19		24	
3	R3.5.17	3	<0.001		0.50	90.9	42		22		8.3	50
	R3.7.13	2	<0.001		0.34	92.4	27		10		23	
	R3.9.13	2	<0.001		0.26	90.9	31		11		13	
	R3.11.22	3	<0.001		0.19	87.8	33		20		1.7	
	R4.1.12	3	<0.001		0.23	90.9	31		10		5.0	
	R4.3.1	2	<0.001		0.24	92.4	29		7		7.6	

※は評価値

評価値とは定期測定において排出基準値（50μg/m³_N）を超えた場合に実施する再測定結果3回を含み、最大値及び最小値を除く全ての結果の平均値

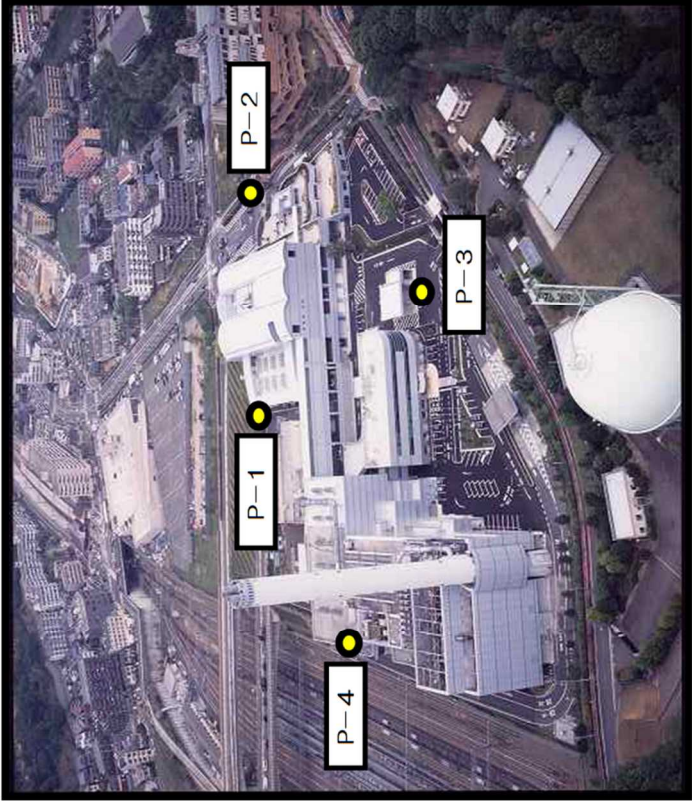
(2) 臭気調査結果

悪臭防止法及び東京都環境確保条例に基づき、多摩清掃工場の敷地境界での臭気指数を調査した結果です。

①臭気指数

年度	測定日	区分	測定場所				規制基準
			P-1	P-2	P-3	P-4	
3	R3.5.17	朝	<10	<10	<10	<10	12
		昼	<10	<10	<10	<10	
		夕	<10	<10	<10	<10	
		放流下水			26		
2	R2.5.18	朝	<10	<10	<10	<10	12
		昼	<10	<10	<10	<10	
		夕	<10	<10	<10	<10	
		放流下水			26		
元	R1.5.20	朝	<10	<10	<10	<10	12
		昼	<10	<10	<10	<10	
		夕	<10	<10	<10	<10	
		放流下水			20		

臭気調査地点



②臭気排出強度

年度	測定日	測定点	臭気指数	臭気排出強度 mN/min	許容臭気排出強度 mN/min
3	R3.5.17	1号煙突	17	0.42×10^5	0.27×10^8
	R3.7.14	2号煙突	26	0.24×10^6	0.97×10^8
	R3.5.17	3号煙突	26	0.25×10^6	1.0×10^8
2	R2.5.18	1号煙突	16	0.45×10^5	0.27×10^8
	R2.7.14	2号煙突	20	0.68×10^5	1.1×10^8
	R2.5.18	3号煙突	27	0.31×10^6	1.0×10^8
元	R1.5.20	1号煙突	15	0.36×10^5	0.27×10^8
	R1.7.23	2号煙突	27	0.32×10^6	1.0×10^8
	R1.5.20	3号煙突	20	0.60×10^6	0.92×10^8

臭気対策：ごみ焼却施設の開口部分を少なくし、臭気が外部に漏れることのないように努めています。
ごみピット内の空気は常に強制吸引し、ごみピット内を負圧に保つよう努めています。また、ごみピット内の空気は燃焼炉で燃焼・分解することで臭気の流出防止に努めています。定期点検整備等による焼却炉停止時には、脱臭装置でごみピット内の空気を処理し臭気を除去しています。この際、ごみピット内の空気は常に脱臭装置に吸引され、ごみピット内を負圧に保つことで臭気が外部に漏れることのないように努めています。フラットホームの出入口にエアカーテンを設置しています。

1号煙突は不燃粗大ごみ処理施設の空気を脱臭して排出しています。2、3号煙突は焼却炉の排ガスを排出しています。

(3) 騒音・振動調査結果

騒音規制法・振動規制法及び東京都環境確保条例に基づき、多摩清掃工場の敷地境界での騒音・振動調査をした結果です。

①騒音調査

年度	測定日	時間区分	調査地点				
			N-1	N-2	N-3	N-4	N-5
3	R3.6.10～11	工場騒音	59	60	57	57	63※
		規制基準			60		
		工場騒音	51	46	45	44	53
		規制基準			55		
		工場騒音	41	43	42	43	50
		規制基準			50		
2	R2.6.11～12	工場騒音	51	48	44	45	52
		規制基準			55		
		工場騒音	60	59	59	56	60
		規制基準			60		
		工場騒音	54	49	48	54	50
		規制基準			55		
元	R1.6.13～14	工場騒音	45	43	45	50	46
		規制基準			50		
		工場騒音	51	49	47	52	55
		規制基準			55		
		工場騒音	57	57	60	53	60
		規制基準			60		
元	R1.6.13～14	工場騒音	49	50	47	47	47
		規制基準			55		
		工場騒音	40	43	45	46	48
		規制基準			50		
		工場騒音	53	48	44	48	51
		規制基準			55		

※令和3年度6月の測定で基準値を超過した。N-5地点は小田急電鉄の車庫と隣接しており、電車の空調音による影響があったと考えられる。（詳細はHP参照）

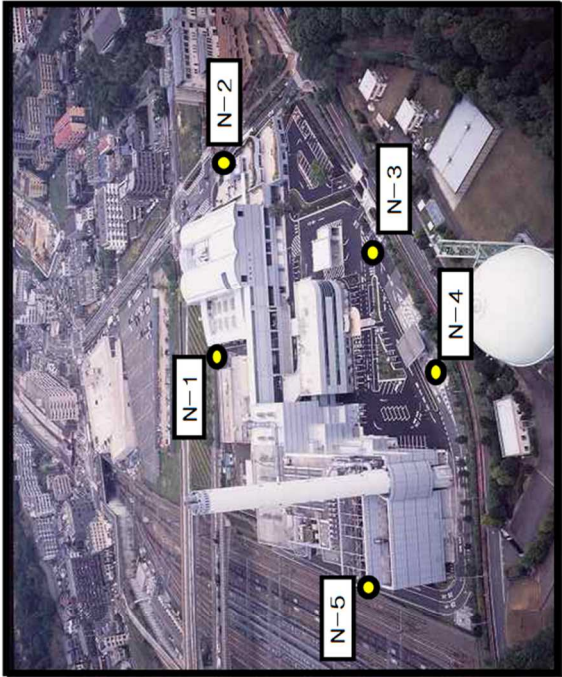
騒音対策：騒音の発生源となる機器（空気圧縮機）に防音材（ウレタン素材：20mm）を施し、騒音レベルの低減を図っています。騒音減となる機器は建物内に配置し、騒音が外部に漏洩しないように配慮し、また、防音効果を高めるために壁面に防音材（グラスウール：50mm）を施しています（機械選別室）。

②振動調査

年度	測定日	時間区分	調査地点				
			N-1	N-2	N-3	N-4	N-5
3	R3.6.10～11	工場振動	35	35	40	36	43
		規制基準			65		
		工場振動	32	<30	35	35	40
2	R2.6.11～12	工場振動	40	35	35	37	<30
		規制基準			65		
		工場振動	<30	<30	33	35	<30
元	R1.6.13～14	工場振動	43	32	38	33	<30
		規制基準			65		
		工場振動	32	<30	36	32	<30
		規制基準			60		

振動対策：振動の発生源となる機器（破砕機）に防振装置を施し、振動レベルの低減を図っています。また、機器の土台となる基礎は独立したものを施しました。また、振動源となる機器は建物内に配置し、振動が外部に漏れないように配慮しました。

騒音・振動調査地点



(4) 工場より排出されるダイオキシン類

単位：ng-TEQ/m³N

排ガス中の ダイオキシン類 規制値：1	年度	令和元年度					令和2年度					令和3年度				
	測定日	H31.4.5	R1.7.22	R1.10.21	R2.1.14	R2.4.27	R2.7.13	R2.10.1	R3.1.12	R3.4.5	R3.7.12	R3.10.1	R4.1.11			
	2号炉	0.0015	0.0019	休炉中	休炉中	休炉中	0.0015	0.000042	0.000042	休炉中	0.0021	0.000043	休炉中			
	3号炉	休炉中	休炉中	0.0015	0.000041	0.000042	休炉中	休炉中	休炉中	0.0030	休炉中	休炉中	0.00066			

単位：ng-TEQ/g

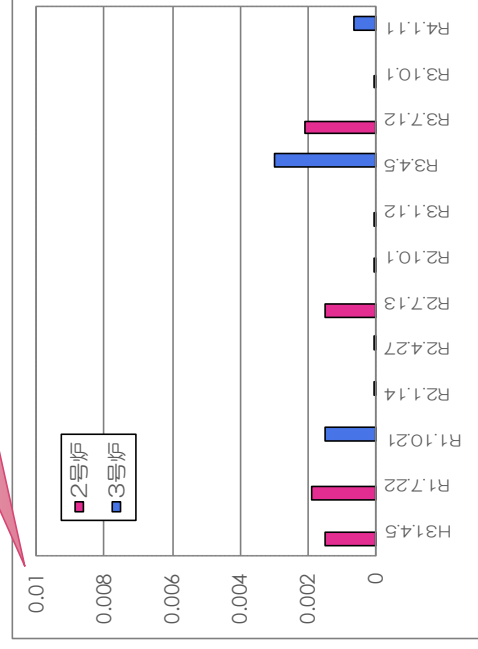
焼却灰中の ダイオキシン類 規制値：3	年度	令和元年度					令和2年度					令和3年度				
	測定日	H31.4.5	R1.7.22	R1.10.21	R2.1.14	R2.4.27	R2.7.13	R2.10.1	R3.1.12	R3.4.5	R3.7.12	R3.10.1	R4.1.11			
	2号炉	0.0053	0.0044	休炉中	休炉中	休炉中	0.011	0.0065	0.0018	休炉中	0.0084	0.0043	休炉中			
	3号炉	休炉中	休炉中	0.0034	0.011	0.0080	休炉中	休炉中	休炉中	0.0055	休炉中	休炉中	0.043			

単位：pg-TEQ/L

放流下水中 のダイオキシン類 規制値：10	年度		令和元年度					令和2年度					令和3年度				
	測定日		H31.4.5	R1.7.22	R1.10.21	R2.1.14	R2.4.27	R2.7.13	R2.10.1	R3.1.12	R3.4.5	R3.7.12	R3.10.1	R4.1.11			
	最終放流下樹		0.11	0.19	0.069	0.00020	0.0035	0.0087	0.042	0.88	0.00032	0.0067	0.00050	0.11			

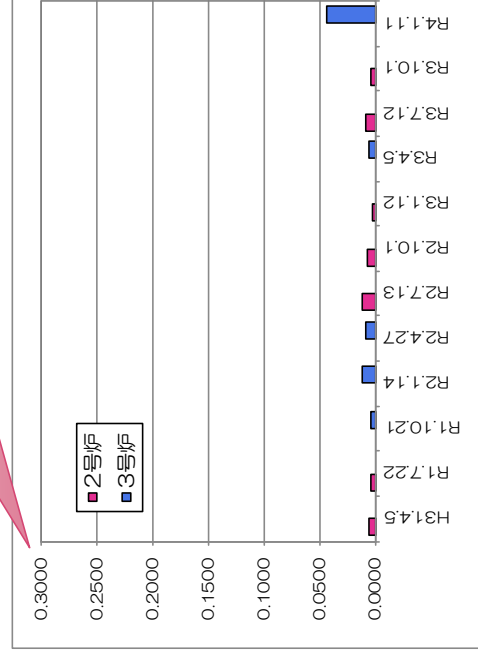
排ガス

規制値 1ng-TEQ/m³Nの
1/100を大きく下回る



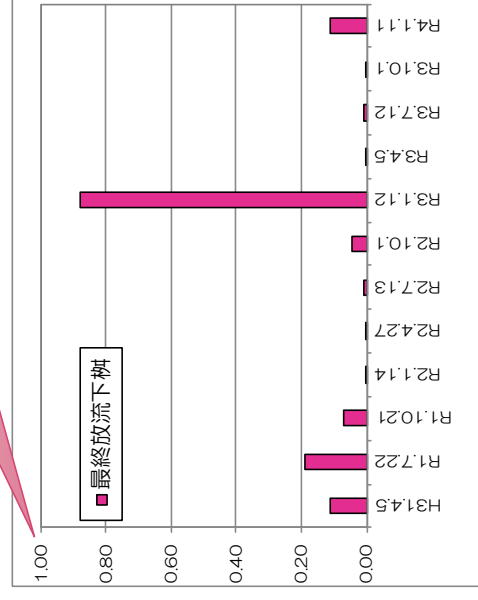
焼却灰

規制値 3ng-TEQ/gの
1/100を大きく下回る



下水放流水

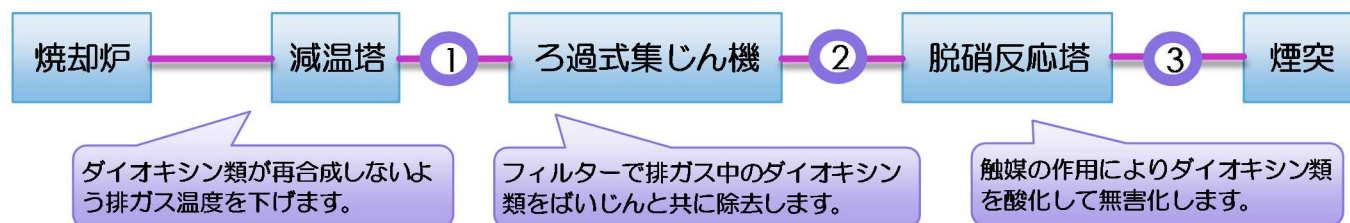
規制値 10pg-TEQ/Lの
1/10を下回る



排ガスの排出経路でのダイオキシン類測定結果と除去率

排ガスに含まれるダイオキシン類の除去効果から、設備の健全性を確認するため、各排ガス処理設備の前後で同時に測定し、ダイオキシン類の除去率を算出しています。

排ガスの流れ

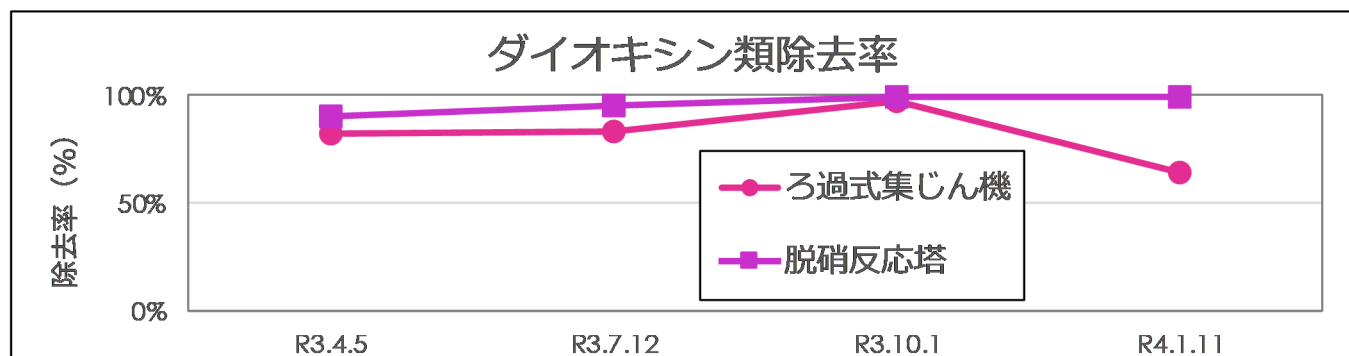


○・・・測定地点

単位：ng-TEQ/m³_N

測定炉	測定日	① 減温塔出口	② ろ過式集じん機出口	③ 脱硝反応塔出口
2号炉	R3.7.12	0.26	0.045	0.0021
	除去率 (%)	—	82.7%	95.3%
	R3.10.1	0.26	0.0076	0.000043
	除去率 (%)	—	97.1%	99.4%

3号炉	R3.4.5	0.17	0.031	0.0030
	除去率 (%)	—	81.8%	90.3%
	R4.1.11	0.16	0.057	0.00066
	除去率 (%)	—	64.4%	98.8%



～ 測定結果のコメント ～

法令に基づいて工場から排出されるばい煙やダイオキシン類等の濃度等を測定しています。測定の結果は、いずれも法令の基準値やそれよりも低いISO14001で設定した自主規制運用値を下回っており、良好な運転管理を行っています。

(5) 大気中のダイオキシン類・SPM（浮遊粒子状物質）

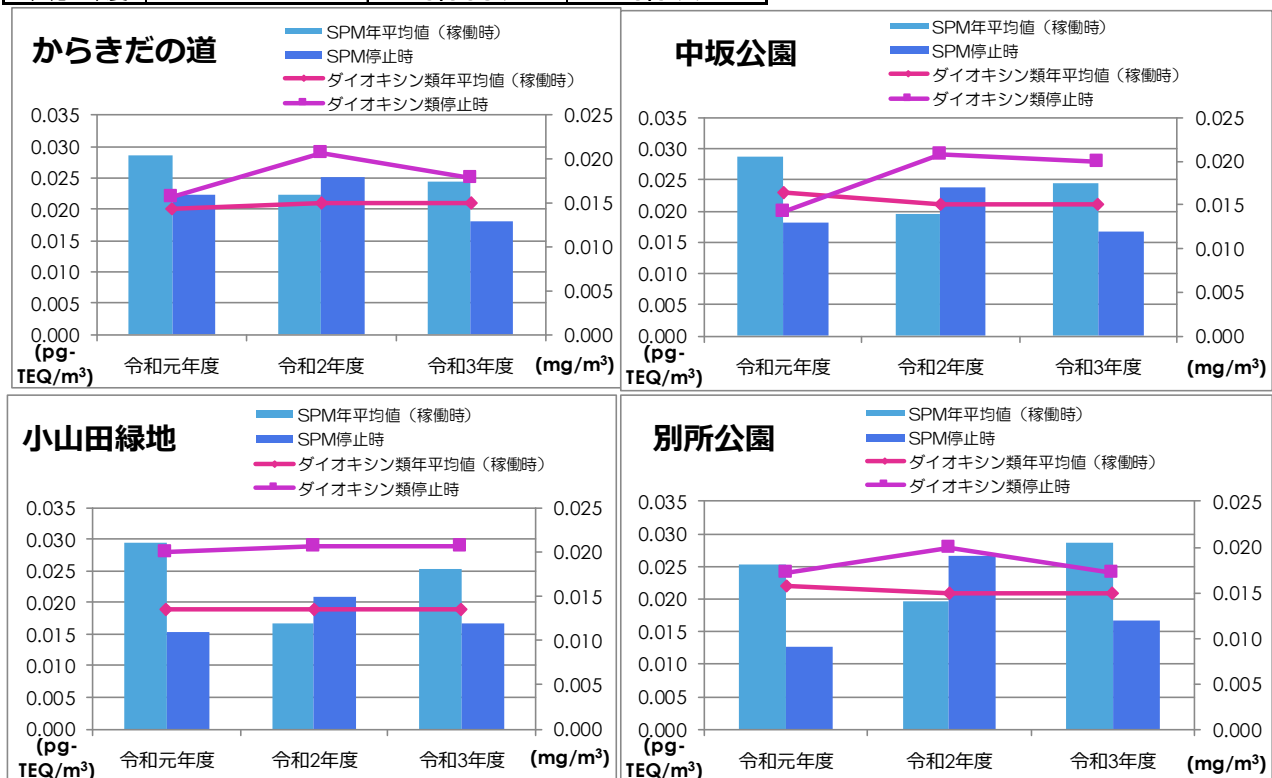
単位：ダイオキシン類 pg-TEQ/m³S P M mg/m³

年 度	調査名等		調査地点								環境基準
			からきだの道		中坂公園		小山田緑地		別所公園		
			ダイオキシン類	SPM	ダイオキシン類	SPM	ダイオキシン類	SPM	ダイオキシン類	SPM	
令和元年度	稼働時	夏期調査 (7/18~25)	0.020	0.022	0.022	0.025	0.017	0.027	0.023	0.023	ダイオキシン類 0.6以下 SPM 0.1以下 (1時間値の 一日平均) 0.2以下 (1時間値)
		冬期調査 (1/6~13)	0.020	0.019	0.023	0.016	0.021	0.015	0.020	0.013	
	年平均値（稼働時）		0.020	0.021	0.023	0.021	0.019	0.021	0.022	0.018	
	焼却炉停止時調査 (1/15~22)		0.022	0.016	0.020	0.013	0.028	0.011	0.024	0.009	
令和2年度	稼働時	夏期調査 (7/9~16)	0.011	0.018	0.0099	0.016	0.0099	0.014	0.011	0.013	SPM 0.1以下 (1時間値の 一日平均)
		冬期調査 (1/6~13)	0.030	0.014	0.032	0.012	0.029	0.010	0.031	0.015	
	年平均値（稼働時）		0.021	0.016	0.021	0.014	0.019	0.012	0.021	0.014	
	焼却炉停止時調査 (1/18~25)		0.029	0.018	0.029	0.017	0.029	0.015	0.028	0.019	
令和3年度	稼働時	夏期調査 (7/9~16)	0.011	0.020	0.014	0.023	0.011	0.022	0.014	0.027	0.2以下 (1時間値)
		冬期調査 (1/7~14)	0.015	0.015	0.020	0.012	0.021	0.014	0.025	0.014	
	年平均値（稼働時）		0.021	0.018	0.021	0.018	0.019	0.018	0.021	0.021	
	焼却炉停止時調査 (1/17~24)		0.025	0.013	0.028	0.012	0.029	0.012	0.024	0.012	

参考資料（年4回測定の前年度）

年 度	単位	八王子市片倉町局	町田市能ヶ谷町局
令和元年度	pg-TEQ/m ³	0.016	0.012
令和2年度		0.013	0.011
令和3年度		0.0097	0.011

左表は、東京都環境局ホームページより一部抜粋したものです。また、抜粋箇所は、構成市内の測定結果です。



コメント

平成14年12月1日の『ダイオキシン類対策特別措置法』の施行を境に、排出基準が厳しくなり大気中のダイオキシン類濃度は大幅に減少した。また、都内の環境大気中のダイオキシン類調査結果（令和3年度）と比較したところ、当工場の周辺大気中のダイオキシン類濃度は高い傾向にあったが基準を大きく下回った。

今回の調査地点周辺住民の一日呼吸量を15m³体重を50kgと仮定し、大気からのダイオキシン類の暴露量を、令和3年度調査結果の平均値（最大）0.021pg-TEQ/m³を用いて計算すると0.0063pg-TEQ/kg/日となる。これを1ダイオキシン類の耐容一日摂取量（TDI）である4pg-TEQ/kg/日と比較すると0.16%の寄与率だった。（令和2年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査結果は、0.40 pgTEQ/kg bw/日であった。）

¹「ダイオキシン類の耐容一日摂取量（TDI）について」（平成11年6月「環境庁」）

²「令和2年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査結果」（令和3年12月23日「医薬生活衛生局 食品監視安全課」）

(6) 地球温暖化防止 CO₂排出量

地球温暖化対策計画書（総量削減義務）の対象外である中小規模事業所を対象に「地球温暖化対策報告書制度」が創設されました。使用するエネルギーが原油換算で年間3,000kL以上で提出することが義務づけられます。この報告書を任意で提出しています。

1 原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量（令和2年度の状況）

原油換算エネルギー使用量（①=⑭×0.0258）		①	376	kl
二酸化炭素排出量	燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の量（②=⑮）	②	736	t
	水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に伴って排出される二酸化炭素の量（③=⑯）	③	8	t
	総計（④=②+③）	④	744	t
二酸化炭素排出原単位	燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の延床面積当たりの量（⑤=②×1000/事業所等の延床面積）	⑤	21.4	kg-CO ₂ /m ²

2 二酸化炭素排出量等の内訳

燃料等の種別		推計の使用	単位	使用量 ⑥	係数 ⑦	熱量 (GJ) ⑧=(⑥ /1000)×⑦	二酸化炭素排出量	
							排出 係数 ⑨	排出量※1 (t) ⑩=⑧×⑨ ×44/12
燃料 及び 熱	都市ガス	□	Nm ³	95,303.5	45.00	4,288.7	0.0136	213.9
	その他（灯油）	□	L	1631.0	36.70	59.9	0.0185	4.1
	その他（軽油）	□	L	7316.0	37.70	275.8	0.0187	18.9
	その他（ガソリン）	□	L	20.0	34.60	0.7	0.0183	0.0
	その他（ ）	□		0.0				
電 気	一般電気事業者からの買電	□	kWh	0.0	9.97	0.0	0.4890	0.0
	夜間（22時～翌日8時）	□	kWh	0.0	9.28	0.0	0.4890	0.0
	その他の買電（昼夜間不明の場合を含む。）	□	kWh	1,022,532.0	9.76	9,979.9	0.4890	500.0
規則第5条の17第3項の場合のみなし値※2			kWh	⑫ 0.0	9.76	⑪ 0.0	0.4890	⑬ 0.0
合 計						⑭ 14604.9		⑮ 736.9
そ の 他	水道及び工業用水道	□	m ³	14,772.0			0.2660	3.9
	公共下水道	□	m ³	11,226.0			0.4000	4.5
合 計								⑯ 8.4

※1 電気の使用、水道及び工業用水道の水の使用並びに公共下水道への排水に伴う二酸化炭素排出量は、⑩=(⑥/1,000)×⑨とする。

※2 ⑪=(都が指定する原単位×延床面積×事業所等の総稼働時間)/1,000

⑫=(⑪/電気その他の買電（昼夜間不明の場合を含む。）の係数)×1,000 ⑬=(⑫/1,000)×⑨とする。

3 地球温暖化対策の実施状況

		重点対策		その他対策	
		対策番号	対策名	対策番号	対策名
組織体制の整備		A201	地球温暖化対策の方針等の設定	A202	温暖化対策推進担当の配置
		A205	取組内容や点検体制の定期的改善	A203	具体的な取組目標と内容の設定
		A208	組織横断的な推進体制の整備	A204	取組状況の点検体制の構築
				A206	所内の温室効果ガス排出量を集計
エネルギー等の使用状況の把握		B103	時間的に詳細に把握	B101	自ら入手可能な情報に基づく把握
		B106	過去のデータによる傾向の把握	B104	設備ごとに詳細に把握
		B107	主要設備の使用状況の把握	B105	エネルギー使用量の前年度比較
省エネルギー対策	運用対策	C105	昼休み時の消灯の実施	C101	空室・不在時等のこまめな消灯
		C113	中間期における外気冷房の実施	C106	冷暖房温度を都の推奨値へ変更
		C123	室温の適正管理	C107	空調機スイッチに空調範囲を表示
		C115	事務用機器を業務終了時に停止	C108	温度計等による室温の把握と調整
		C114	事務用機器を省エネモードに設定	C109	空室・不在時等の空調停止
		C901	4S（整理・整頓等）の実施	C110	余熱利用による早めの空調停止
		C921	水質に適したフロー量の低減		
		D201	ランプ等の定期的な清掃・交換	D204	空調フィルターの清掃・点検
	設備保守対策	D205	換気フィルターの清掃・点検	D211	ボイラ等の定期点検の実施
		D217	ボイラ等の空気比の調整	D216	その他設備の定期的な保守・点検
	設備導入対策	E203	高効率照明器具の採用（屋内）	E205	照明用有感センサの採用
		E225	蒸気バルブ等の断熱強化	E211	ポンプ・ファンのインバータ制御
		E221	更新に合わせた高効率機器の採用	E235	エレベータのインバータ制御

～温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度について～

令和3年度の温室効果ガス算定排出量：24,744t-CO₂

温室効果ガス：温対法により6種類的气体を温室効果ガスと定め、当工場の義務対象は、3,000t以上のCO₂・CH₄・N₂Oとなります。

(7) PCBの保管

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定に基づき、平成29年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分の状況等を届出しています。

- ◆ 当工場は、平成29年11月に安定器とコンデンサ合わせて201台を適正に処理し、現在保管はありません。平成17年度に「早期登録・調整協力割引料金を適用するPCB廃棄物等」として登録された38台のコンデンサを平成22年7月に適正に処理しました。また微量PCBを含む油を平成27年1月に適正に処理しました。

搬出状況



PCB 廃棄物

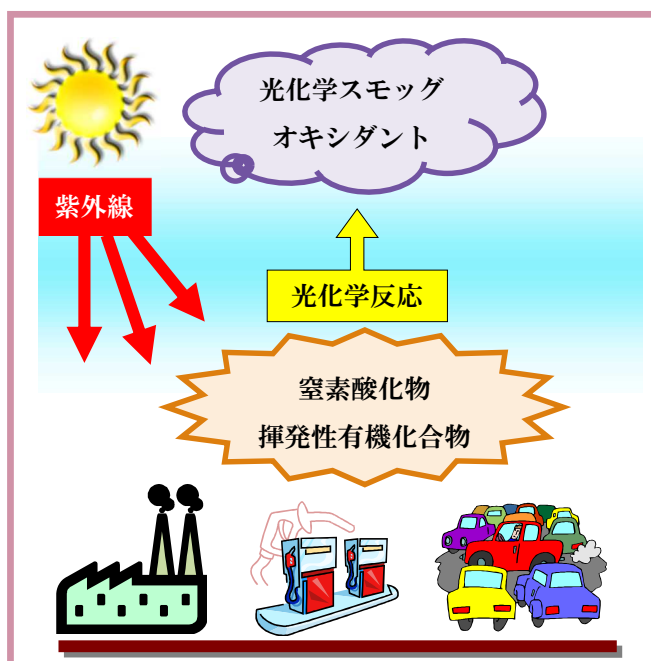


(8) 光化学スモッグ発生時の対応について

多摩清掃工場での対策は、光化学スモッグの予報・注意報・警報が発令されると、段階に応じて、光化学スモッグの原因物質である窒素酸化物の排出削減に努めています。発令翌日には、東京都環境局に削減措置の実施内容・削減量等を記載したものを報告し、確実な対応で環境負荷の低減を図っています。

☆ 光化学スモッグとは???

工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素（揮発性有機化合物）が日光に含まれる紫外線の影響で光化学反応をおこすことにより生成する有害な光化学オキシダント（オゾンやアルデヒドなど）やエアロゾルが空中に停留し、スモッグ状になることです。



（９）アスベスト製品の取扱い

多摩清掃工場へ搬入される家庭からのアスベスト製品は、商品に含まれ固定化された非飛散性のものだけです。各構成市が処理するまでの期間ドラム缶の中で適正に一時保管しています。また、平成 19 年度に、多摩清掃工場の敷地境界（４箇所）において、アスベストの測定を実施しましたが、測定結果は基準値を大きく下回る結果でした。

（１０）工場棟内の作業環境測定について

多摩清掃工場では、年に２回焼却棟と不燃・粗大ごみ処理棟の作業環境測定を行っています。焼却棟では粉じんに含まれるダイオキシン類濃度を測定し、不燃・粗大ごみ処理棟では粉じん、等価騒音、特定化学物質などをそれぞれの作業場で測定しています。令和３年度の焼却棟の作業環境測定は、１回目・２回目共に第１管理区分^{*１}となりましたが、不燃・粗大ごみ処理棟の作業環境測定は、騒音が作業所の一部で第２管理区分^{*２}となりました。

＊１ 第１管理区分：作業環境管理が適切に行われていると判断される状態

＊２ 第２管理区分：作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態

(11) 放射能等測定結果について

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、多摩清掃工場の敷地境界及び排ガス、焼却灰（飛灰固化物・主灰）の測定をした結果です。排ガスについてはいずれも不検出でした。また、焼却灰（主灰・飛灰固化物）についても、国の定めた基準値8,000Bq/kgを下回る結果でした。

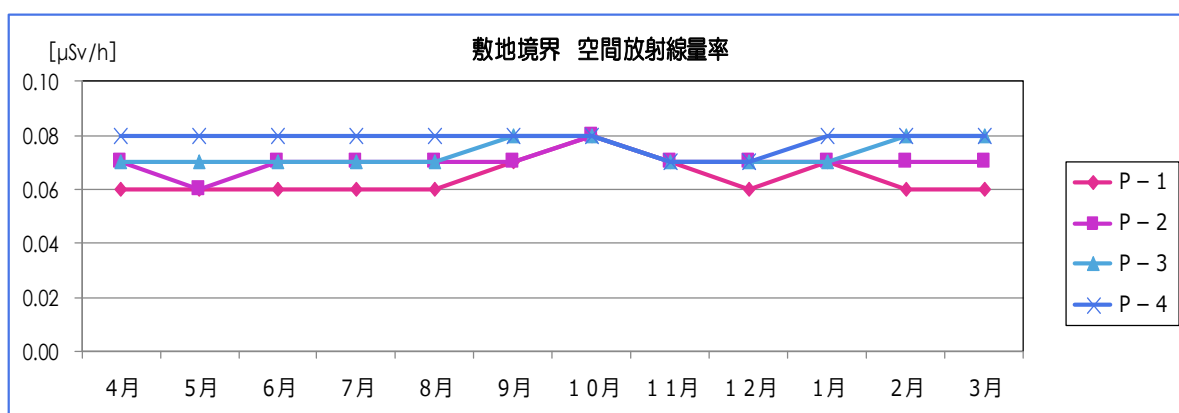
① 敷地境界における空間放射線量率測定

(単位: $\mu\text{Sv/h}$)

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
P-1	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07	0.08	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06
P-2	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
P-3	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.07
P-4	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08

※ 週1回測定した結果の月平均値

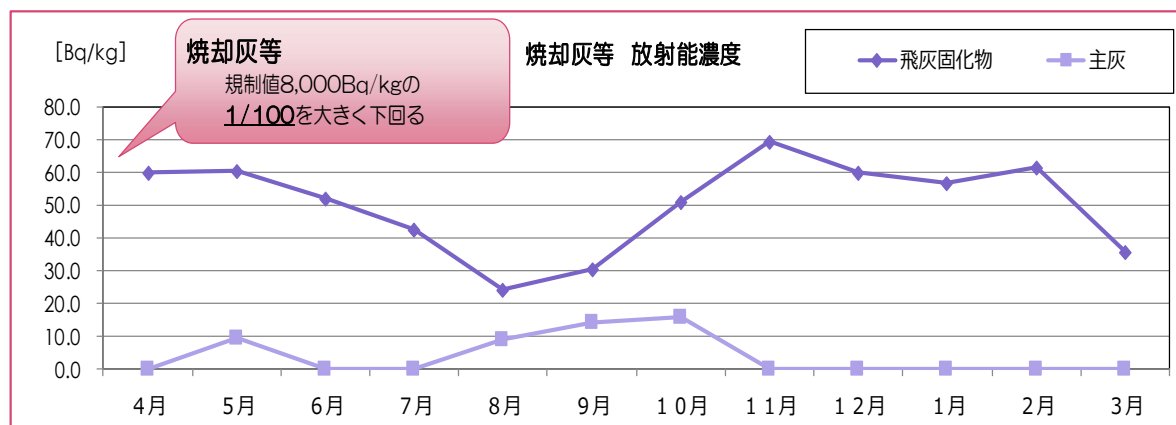
※ 測定地点については31ページの臭気調査結果の「臭気調査地点」と同じである。



② 放射能濃度測定結果

(単位: 排ガス [Bq/m³N] 飛灰固化物・主灰 [Bq/kg])

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
排ガス	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—
飛灰固化物	60.1	60.3	52.1	42.7	24.3	30.7	51.2	69.5	60.1	56.6	61.6	35.9	50.4
主灰	不検出	9.8	不検出	不検出	9.0	14.4	15.6	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	12.2



4. 発電

ごみの燃焼による熱を利用してボイラで高温高压の蒸気を発生させます。この蒸気は工場の必要な箇所や近隣の施設で利用しています。また、蒸気を使った蒸気タービン発電機により工場では自家発電を行い工場内の動力や照明などに利用され、余った電力は電力会社に売却をしています。蒸気タービンとは蒸気のもつ熱エネルギーをタービン内で噴出・膨張させて羽根車を回し回転エネルギーに変換する装置です。蒸気タービンと減速機を介して、発電機は 1,500 回転／分で回転して最大 8,000 kW の電力を作り出すことができます。

令和3年度は、ごみ量による焼却炉の運転時間減少により電力会社への売却収入が前年度より 7.7%減少し約 1 億 3, 378 万円となりました。



蒸気タービン開放点検



5. 熱の供給

多摩清掃工場に隣接している多摩市総合福祉センターと多摩市立温水プール（アクアブルー多摩）へ高温水で熱を供給しています。福祉センターでは、空調や給湯に利用されています。

また、温水プールでは、プールの水温やシャワー等の昇温に使われています。供給した熱量は 13,355 GJ で、約 1,571 世帯※が 1 年間使用する都市ガス量となります。



※「環境省 令和4年3月 令和2年度家庭部門のCO2 排出実態統計調査結果」の世帯当たりの年間エネルギー消費量（全国）より算出（13,355GJ/8.5GJ）

6. 環境負荷を減らす取り組み

多摩ニュータウン環境組合（多摩清掃工場）では、「地球にやさしい循環型社会」実現のため「環境方針」を策定し、平成15年3月に多摩地域の清掃工場として初めて環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。

環境管理システムの効率的な運用と継続的改善を実行し、職員及び委託業者が一丸となって、地球にやさしい開かれた清掃工場を目指して、運用を行っています。

環境目標・実績

『環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場』を実現するため、環境法令等の遵守とともに、以下の項目を実施しました。

◆令和3年度の取組状況

◇ 発生源の区分：順守義務

環 境 目 標	実 施 状 況
環境法令等（自主規制値含む）の規制値の遵守 （大気、悪臭、灰、騒音、振動、水質、放射性物質）	全項目達成 ※1

※1 騒音について、6月測定で基準値を超過したが、10月の再測定で問題ない事を確認。

◇ 発生源の区分：著しい環境側面

環 境 目 標	実 施 状 況
余熱を継続的に供給し、CO ₂ 削減を図る（余熱供給停止日数0日）	達成 （0日、削減量725t）
発電効率の向上	実施（16.32%削減）
照明をLED管に交換（18本／月・216本／年）	実施（240本／年）

◇ 発生源の区分：利害関係者のニーズ及び期待

環 境 目 標	実 施 状 況
地球温暖化対策報告書の作成	実施
環境報告書の作成	実施
三多摩清掃施設協議会見学会の開催	中止 ※2
組合主催見学会の実施（煙突登りの実施）	実施
地域連携事業実施（たまかんフェスタ）	中止 ※3
毎月第4日曜日の一般家庭の粗大ごみ受付	実施（968件／年）

※2・3 新型コロナウイルスの影響で中止。

◇ 発生源の区分：内部・外部の課題

環 境 目 標	実 施 状 況
省エネルギー機器の導入（LED照明器具更新工事）	実施
資源・エネルギーの有効活用（電力地産地消検討）	実施（契約締結）
飛灰の削減（消石灰）（費用対効果確認し導入を検討）	実施
飛灰の搬出方法の検討（飛灰改造工事実施）	実施

長期修繕計画の実施（焼却棟屋上防水工事）	実施
効率的な水銀対策手法の検討（報告書作成）	実施
構成市イベントへの参加	実施 ※4
広報・見学資料等の充実	実施
地域協議会の設立（協議会設立・1回開催）	実施（2回／年）
新たな情報発信の検討（LINEスタンプ販売）	実施（2回／年）
方針の決定（次期処理施設に係る検討）	実施
ごみ処理区域の再編成	実施

※4 ハ王子市及び町田市は、新型コロナウイルスの影響で中止。

◇ 発生源の区分：自然環境

環 境 目 標	実 施 状 況
食器リサイクル事業への理解推進（リサイクル陶土のタイル作成と活用）	実施（110枚／年）

審査機関による定期審査の結果について

多摩ニュータウン環境組合（多摩清掃工場）の環境マネジメントシステムが、ISO14001:2015（JIS Q 14001）の要求事項に適合していて、かつ環境管理活動がシステムに沿って実施されているかを外部審査機関によって審査します。また、ここでは法規制が遵守されているかについても確認します。

令和4年2月24日から25日に株式会社日本環境認証機構によって定期審査が行われ、「改善の機会¹」は2件、「不適合²」は0件、マネジメントシステム及びパフォーマンスの評価は以下のとおりの結果となりました。結果として、今回の定期審査において、環境マネジメントシステムは適切に管理され、有効に運用されていると判断されました。

今後、さらなる改善を行い、『環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場』を実現するため、より良い環境マネジメントシステムを構築していきます。

～審査機関所見総括（審査報告書抜粋）～

1 概要

組織のマネジメントシステムは経営層の下に適切かつ有効に実施されていることを確認しました。清掃工場の事業改善、多摩ニュータウン環境組合の構成市との共同運営、廃棄物問題の課題に対して地域社会への理解と協力の働きかけ、東京都へ問題提起等の活動によりマネジメントシステムが向上しています。

2 要点

a) 順守義務に関するプロセスの実施と有効性

組織の順法プロセスは、法的要求事項の特定やサンプリングして実施状況を確認した結果、適切で有効に機能していることを確認しました。木目の細かな対応が実施されています。

b) 組織の状況から計画に至るプロセスの実施と有効性

外部・内部の課題、利害関係者の要求事項から、リスク及び機会、及び環境影響評価に基づく著しい環境側面、並びに法的要求事項を鑑み、環境目標や運用管理の取り組みは有効です。廃棄物処理の問題は社会情勢の変化の影響を受け、課題が山積していますが果敢に対応を継続されることを期待します。

c) 内部監査プロセスの実施と有効性

2021年8月24日～25日実施された内部監査は7件の改善の余地が指摘されました。いずれの指摘も適切です。より効率的な監査では、重点監査項目をさらに絞りこむことを推奨します。また監査では優れた活動（好事例）も評価し、他のグループに紹介することでも活動を活性化させます。

d) マネジメントレビューの実施と有効性

R4 年1月31日実施されたマネジメントレビューは EMS 事務局より規格に基づくインプット情報が提供され、事務局長より丁寧なコメントや指示がなされています。特にコロナの影響で実施されなかった事業に対し、その対応や今年度新たな活動7項目を追加されており有効なレビューを確認しました。

¹改善の機会：規格の要求事項に不適合とはいえないが、改善するとより良いシステムになるとされた事項。

²不適合：要求事項を満たしていないこと。

更新審査の様子



オープニングミーティング



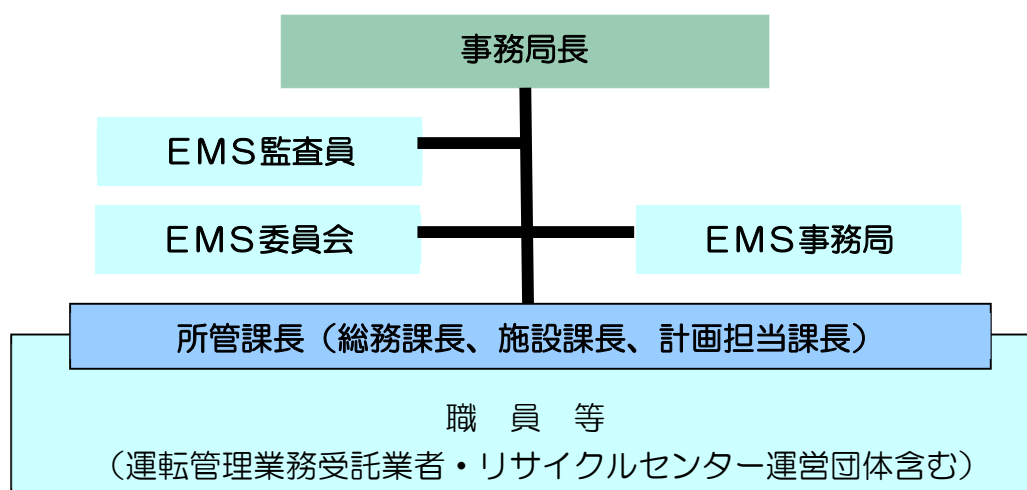
審査中



現場審査

7. 環境活動

ISO14001 の運用体制図



リスク及び機会への取り組み

自然環境、外部・内部の課題、利害関係者のニーズ及び期待、順守義務、環境側面についてリスクと機会を EMS 委員会で検討し、その管理方法を決定します。

環境教育・訓練

多摩清掃工場のEMS（環境マネジメントシステム）を適切に運用するため、職員等に対する環境に関する知識と能力の向上を目的に表-1の環境教育及び訓練を行っています。

表1

種類	対象者	教育担当	教育・訓練の目的	教育・訓練の内容
一般教育研修	新任 異動 職員等	所管課長 各担当者	環境方針及び手順並びに環境マネジメントシステムの要求事項に適合することの重要性を自覚させる。 作業活動による顕在又は潜在的な環境影響、及び各人の作業改善による環境上の利益を自覚させる。 環境マネジメントシステムの要求事項との適合を達成するための役割及び責任を自覚させる。 規定された運用手順から逸脱した際に予想される結果を自覚させる。 環境に関連する法令についての概要を知らせる。	EMSに規定する環境方針 環境目標及び環境目的の周知並びに環境保護に関する知識の取得 環境マニュアル、要項・手順書の内容 廃棄物・リサイクル関係法令 環境関係法令概要
	継続 職員等	所管課長 各種講師	環境マニュアル、要項、手順書の変更事項に対する研修 地球温暖化防止の重要性を自覚させる。 工場運営に係る各種専門事項を習得し、各種業務に活かす。	環境マニュアル、要項、手順書の改訂版抜粋 地球温暖化対策に係る事項 工場運営に係る各種専門事項
専門教育研修	著しい環境影響の原因となる可能性をもつ作業を行う職員等	所管課長	特定業務等、著しい環境影響の原因となる可能性を持つ作業を行う職員に対する研修	大気汚染防止教育、水質汚濁防止教育、焼却灰等による汚染防止教育、悪臭防止教育、騒音・振動防止教育、測定機器校正教育、分析教育、毒物劇物管理教育、各課操作運用教育、地域連携事業実施教育
緊急事態対応訓練	事故及び緊急時の状態において環境に著しい影響を生じる可能性のある作業を行う職員等	所管課長	環境方針の手順との適合、並びに緊急事態への準備及び対応の要求事項を含む環境マネジメントシステムの要求事項との適合を達成するための役割及び責任を自覚させる。	緊急事態対応教育・訓練 ①口設備故障対応 ②薬品漏洩対応 ②地震対応 ③火災対応
法定資格従事者研修	環境保全に係る法定資格を必要とする者	有資格者	環境影響の原因となりうる業務に従事する職員等に対する研修	東京都一環公営防止管理者、廃棄物処理施設技術管理者認定講習、特定化学物質等作業主任者技能講習、危険物取扱者保安講習、ダイオキシン類業務に係る特別教育、有機溶剤作業主任者技能講習
EMS監査員研修	EMS監査員の候補者 事務局	所管課長	EMS監査員を養成するための教育を行う。	EMS監査を行うために必要な知識の取得を図る。

8. 安全衛生などの取り組み

安全衛生推進委員会

多摩清掃工場の安全と衛生を確保し維持するため、労基法に準じて、安全衛生推進委員会を定期的開催しています。事務局長をはじめ各課長などを加え、必要に応じて受託業者の安全衛生委員会と安全衛生協議会を組織して、充実した委員会となっています。

安全衛生推進委員会の組織図



開催状況

令和3年度の安全衛生推進委員会の状況（毎月1回-第二火曜日に開催）

定期的（7・1月）に作業環境測定を実施し、作業場の環境向上に役立てています。

月	全国的行事	環境組合活動	実施計画	実施日*	評価
4	春の交通安全運動 (4/6~15)	春の交通安全運動に関わる啓発	構成市に依頼文送付	3/23	◎
		安全衛生推進委員会	定例会(第1回)	4/13	◎
		派遣対象者による安全衛生教育	手選別等	4/14	◎
		作業環境測定	事務室	未定	◎
		派遣対象者による安全衛生教育	酸欠防止・ダイオキシン類ばく露防止	4/8	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース(事務局発行)	未定	◎
		労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等)	朝のラジオ体操(自由参加)	毎日	◎
5	—	安全衛生推進委員会	定例会(第2回)	5/11	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース(事務局発行)	未定	◎
		労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等)	朝のラジオ体操(自由参加)	毎日	◎
6	全国安全週間 準備期間 (6/1~30)	安全衛生協議会兼安全衛生推進委員会	協議会(第1回)・推進委員会(第3回)	6/8	◎
		全国安全週間に関わる啓発	ポスター・ワッペン等	期間中	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース(事務局発行)	未定	◎
		作業環境測定	事務室(照度)・炉内	未定	◎
		労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等)	朝のラジオ体操(自由参加)	毎日	◎
7	全国安全週間 (7/1~7)	全国安全週間に関わる啓発	総括安全衛生管理者による訓示	7/1	◎
		安全衛生推進委員会	安全衛生協議会パトロール	7/6	◎
		安全衛生教育	定例会(第4回)	7/13	◎
		職員の健康管理	熱中症予防講習会	未定	◎
		安全衛生に関わる連絡等	健康診断	未定	◎
		作業環境測定	安全衛生ニュース(事務局発行)	未定	◎
		労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等)	焼却棟・不燃粗大棟	未定	◎
8	—	安全衛生推進委員会	朝のラジオ体操(自由参加)	毎日	◎
		作業環境測定	定例会(第5回)	8/10	◎
		安全衛生に関わる連絡等	事務室・炉内	未定	◎
		労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等)	安全衛生ニュース(事務局発行)	未定	◎
			朝のラジオ体操(自由参加)	毎日	◎

9	全国労働衛生週間 準備期間 (9/1~30) 秋の交通安全運動 (9/21~30)	安全衛生協議会兼安全衛生推進委員会	協議会(第2回)・推進委員会(第6回)	9/14	◎
		秋の交通安全運動に関わる啓発	構成市に依頼文送付	9/15	◎
		全国労働衛生週間に関わる啓発	ポスター・ワッペン等	期間中	◎
		安全衛生教育	メンタルヘルス講習	未定	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース(事務局発行)	未定	◎
		労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等)	朝のラジオ体操(自由参加)	毎日	◎
10	全国労働衛生週間 (10/1~7)	全国労働衛生週間に関わる啓発	総括安全衛生管理者による訓示	10/1	◎
		安全衛生推進委員会	安全衛生協議会パトロール	10/5	◎
		安全衛生に関わる連絡等	定例会(第7回)	10/12	◎
		作業環境測定	安全衛生ニュース(事務局発行)	未定	◎
		労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等)	事務局	未定	◎
			朝のラジオ体操(自由参加)	毎日	◎
11	—	安全衛生推進委員会	定例会(第8回)	11/9	◎
		安全衛生教育	救命講習(AED)	未定	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース(事務局発行)	未定	◎
		作業環境測定	炉内	未定	◎
		年末年始無災害運動に関わる啓発	構成市に依頼文送付	11/19	◎
		労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等)	朝のラジオ体操(自由参加)	毎日	◎
12	年末年始無災害運動 (12/1~)	年末年始無災害運動に関わる啓発	総括安全衛生管理者による訓示	12/1	◎
			安全衛生協議会パトロール	12/7	◎
			ポスター・ワッペン等	期間中	◎
		安全衛生協議会兼安全衛生推進委員会	協議会(第3回)・推進委員会(第9回)	12/14	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース(事務局発行)	未定	◎
		作業環境測定	事務局(照度)	未定	◎
1	年末年始無災害運動 (~1/15)	労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等)	朝のラジオ体操(自由参加)	毎日	◎
		安全衛生推進委員会	定例会(第10回)	1/11	◎
		令和4年度標語	標語職員募集	1/12~1/31	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース(事務局発行)	未定	◎
		作業環境測定	焼却棟・不燃粗大棟	未定	◎
			朝のラジオ体操(自由参加)	毎日	◎
2	—	安全衛生推進委員会	定例会(第11回)	2/8	◎
		令和4年度安全衛生推進計画表(案)	作成・承認	2/8	◎
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース(事務局発行)	未定	◎
		作業環境測定	事務局	未定	◎
		労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等)	朝のラジオ体操(自由参加)	毎日	◎
3	—	安全衛生協議会兼安全衛生推進委員会	協議会(第4回)・推進委員会(第12回)	3/8	◎
		令和3年度安全衛生推進計画表及び実績	検討評価(委員長に総括依頼)	3/8	◎
		令和4年度標語	表彰	3/18	◎
		安全衛生教育	交通安全講習	3/1	中止
		安全衛生に関わる連絡等	安全衛生ニュース(事務局発行)	未定	◎
		労働時間前による日々の健康管理(腰痛予防等)	朝のラジオ体操(自由参加)	毎日	◎

※評価の印：◎-実施、×-実施できず、達成率で表示 例 - %、○-当初の予定にはなかったが、追加して実施

多摩清掃工場は、自主防災体制の充実・強化を図るため、多摩市内の各事業所を対象とした自衛消防操法大会に平成11年より参加していましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

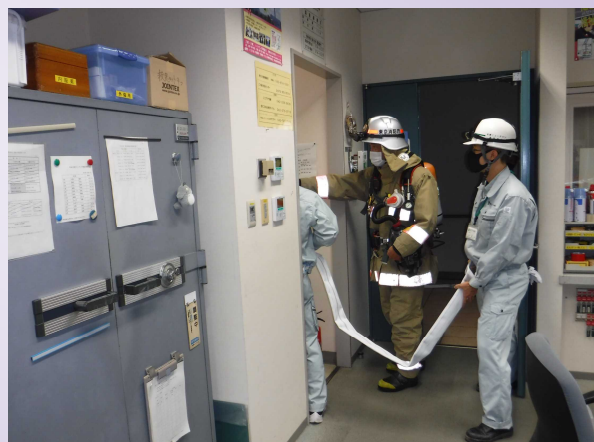
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
準優勝	準優勝	優勝	中止	中止

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆消防訓練風景☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

消防計画・マニュアルによる訓練計画に基づき、令和3年11月16日には、東京消防庁多摩消防署の指導のもと、多摩清掃工場関係職員が一丸となって、消防訓練を行いました。今回は消火器による消火訓練や起震車体験訓練を行いました。



消 防 訓 練



9. 中期経営計画ビジョン2022について

令和3年度は、『多摩ニュータウン環境組合中期経営計画「ビジョン2022」』（計画期間：平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度））の4年目にあたり、その達成に向けて、確実に取り組むとともに、効率的かつ効果的で、安定した工場運営を維持できるよう事務事業を展開しました。

「環境にやさしい安全で開かれた多摩清掃工場」の実現に向けた目標

- 1 安全で安定的な循環型処理の推進
- 2 効率的・効果的な組合運営の推進
- 3 市民理解及び構成市との連携の推進
- 4 次期処理施設に係る検討

目標達成のための12の具体的な取組項目を設定・体系化し、予算・人材を計画的かつ効果的に活用しながら、多岐にわたる対応すべき課題の解決を目指すもので、令和14年度（2032年度）まで運転稼働が可能となった当工場を安定稼働させていくための取組みや次期処理施設に係る検討も含めた計画としています。

第3章 コミュニケーション



1. 環境情報の公開

(1) インターネットにホームページを開設しています。



ホームページ URL

<https://www.tama-seisokojo.or.jp/>

(2) 排ガス状況表示盤

管理棟1階の環境組合事務室及びリサイクルセンターのロビーに炉内温度、排ガス中の塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、ばいじん濃度の計測データを示す電光掲示板があり、常時、現在の状況を知ることができます。



(3) 環境情報コーナー

リサイクルセンターのロビーには、環境情報を集めたコーナーを設置しています。環境に関するわかりやすい提示物を備えています。



(4) たまかんニュース

年2回、36号(9月)81,600部、37号(1月)81,600部を発行しています。多摩ニュータウン環境組合からのお知らせや、環境測定情報、ごみに関する豆知識などを掲載した広報誌を発行し新聞折り込みしています。情報の積極的開示により、開かれた清掃工場を目指しています。



(5) 地元協議会

令和3年4月に自治会6団体・管理組合3団体・当組合から構成される地元協議会を発足し、周辺地域住民と組合の相互理解を図り、「地域環境の保全」「住民の安全・安心の確保」「ごみ処理施設の円滑な運営」を推進しています。

令和3年度については令和3年8月28日(土)、令和4年3月26日(土)に開催し、地元協議会に対して工場の運営状況、各種測定結果を報告しています。



(6) たまかんニュース(地域版)

工場の近況等の情報を積極的に届けるため、清掃工場周辺の約3,500世帯へ境組合職員が直接ポスティングを行っています。44号(令和3年12月)は、唐木田クリーンアップ作戦2021の参加者募集、煙突登りについて掲載しました。



2. 環境に関して寄せられた意見、要望等

令和3年4月～令和4年3月までの期間で、環境に関して寄せられた意見及び要望等はありませんでした。

3. 施設の見学

多摩清掃工場の施設見学について

新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて、多摩清掃工場の施設見学の諸条件について以下のとおりとさせていただきます。何卒、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

※見学をご希望の場合は必ず2週間前までに事前予約をお願いいたします。

1. 受け入れ人数等

- (1) 月曜日：原則10名まで、1日1組
- (2) 火～金曜日：原則30名まで、午前1組・午後1組
- (3) 見学可能時間：9：30～16：30（見学開始時間は15：00までとなります。）
- (4) 所要時間：約1時間45分

2. 対象

団体・個人の方を問わずお申込みいただけます。なお、構成市以外の方の見学や行政視察も受け付けています。

3. 感染予防対策

- (1) 見学には、マスクを着用の上お越しください。
- (2) 発熱者（37.5℃以上）の方については、受け入れをお断りします。
- (3) 施設の定期的な消毒作業を実施しています。

4. 申込方法

多摩ニュータウン環境組合総務課（TEL：042-374-6331）までお電話でお申込みください。

5. その他

今後の感染状況に応じて、見学体制の変更または見学の受入れを中止する場合があります。

多摩清掃工場の取組や施設の概要を分かりやすく説明した見学者用パンフレットのデータや多摩清掃工場の取組を、皆様に知っていただくための動画をホームページで公開しています！ぜひ一度ご覧ください。また、見学用DVDの貸し出し及びパンフレットの提供も行っております。ご希望の方は、多摩ニュータウン環境組合総務課（TEL：042-374-6331）までご連絡ください。

ホームページURL：<https://www.tama-seisokojo.or.jp/>

令和3年度の見学者は、総数722人となりました。「煙突登りにチャレンジ」を含む人数となります。組合主催の「こども清掃工場見学会」及び「たまかんフェスタ特別見学会」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

主な内訳

団 体	団体数	人 数
小学校	9	514
中学校	1	5
高等学校	0	0
大学	1	11
その他学校	0	0
自治体関係団体	3	107
民間団体	1	6
個人	5	23
環境組合主催	1	56
合 計	21	722



コロナウイルス感染症対策として、ソーシャルディスタンスの確保・消毒・換気・見学者の人数制限等を実施

令和3年4月～令和4年3月まで

4. 社会的活動

(1) 煙突のぼりにチャレンジ

環境組合主催特別見学会として一般施設見学では入れない清掃工場の煙突登り体験を令和4年1月31日（月）から令和4年2月6日（日）に行いました。全7日間のイベントで、子供9名大人47名の計56名の方が参加しました。昼間の見学会だけでなく、サンセット見学として17時頃に煙突からの日の入りを見ていただきました。



見学前にタマちゃんと記念撮影



煙突の頂上でサンセット見学

（２）唐木田クリーンアップ作戦２０２１

唐木田駅周辺の清掃活動を行いながら、地域の方々との交流を目的とした「唐木田クリーンアップ作戦」を実施しました。令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止し、代替イベントを開催しましたが、令和３年度は例年どおり実行委員会方式により、地域の方々や事業所と共同で開催しました。１２月２７日（月）に開催し、１７団体、９２人の方にご参加いただきました。



（３）夏休みの施設開放イベント

毎年夏休みは、地域の子供を対象にこども清掃工場見学会を開催していましたが、令和３年度からは常時見学受付をしているため、イベントでの見学は廃止としました。

（４）環境啓発活動

リサイクルセンターでは今年度、以下の教室、イベント等を実施しました。

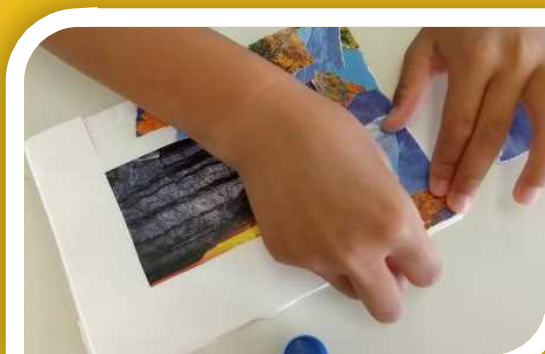
《お花の教室》

カップ&ソーサーを花器にしてお花を生けました。



《出前教室》

八王子市内の小学校で、紙パックを使ったアートフレームを作りました。



《T シャツぞうり教室》

伸縮性のあるTシャツを使って布ぞうりを作ります。



《多摩市消費生活フォーラム&エコ・フェスタ 2021》

多摩市主催の「エコ・フェスタ」に参加し、食器リサイクル等の展示をしました。



《エコにこマーケット》



毎月開催の小さなフリーマーケットです。

新型コロナウイルス感染症対策のため、販売はパーテーションを挟んで行うように工夫しました。

《さき織り体験教室》

織り機を使って布を織ります。バッグやポーチなどを作ったり、そのままテーブルセンターにして使うなど、いろいろと活用できます。



《大人のための工作教室》

おとなのための工作教室のひとつです。回収した食器の中から色や模様がきれいなものを割って作ったカケラと小さなタイルを使って、モザイクアートを作りました。木枠は家具の端材です。



《親子木工体験教室》

小学校4年生以上の子どもと保護者対象の教室です。家具の端材を利用して、ミニラックを作りました。



《くるくるカレンダー》

個人や事業所で不要となったカレンダーや手帳の寄付してもらい、必要とする市民に使ってもらう取り組みです。



《廃陶磁器製食器の回収》

八王子市・町田市・多摩市のご家庭から発生する廃陶磁器製食器を回収しています。回収した食器は岐阜県土岐市にある粉碎工場に運び、砂状にし、ふたたび食器をつくる原料の一部として使用されます。



《こうさくの時間“工作”と“陶芸”》

こうさくの時間“工作”、こうさくの時間“陶芸”は事前申し込みなしで参加できる講座です。



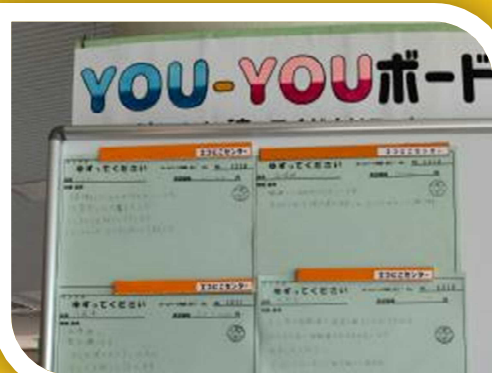
《再利用品の販売》

多摩清掃工場に届いた粗大ごみ等を清掃して販売しています。再利用品の販売は、市民のリユース啓発として取り組んでいます。



《YOU-YOU ボード》

譲ります／譲って下さい、の情報交換用ボードを設置しています。八王子市・町田市・多摩市の三市の処理区域に在住・在勤・在学している方が掲示できます。



(5) 各種講座の開催実績

各種講座名と参加人数

(単位：人)

	講座名	参加者数		講座名	参加者数
4月	さき織り体験教室(4回)	20	10月	さき織り体験教室(4回)	19
	お花の教室(2回)	12		お花の教室	3
	Tシャツぞうり教室	1		Tシャツぞうり教室	4
	電子工作サロン	9		おとなのための工作教室	4
	こうさくの時間“陶芸”	2		電子工作サロン	5
				こうさくの時間“工作”	14
5月	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止		11月	さき織り体験教室(4回)	22
				お花の教室(2回)	10
6月	さき織り体験教室(4回)	20		こどもとうげい教室	4
	お花の教室(2回)	9		Tシャツぞうり教室	3
	Tシャツぞうり教室	3		おとなのための工作教室	6
	おとなのための工作教室	4		電子工作サロン	6
	こどもとうげい教室	11		こうさくの時間“陶芸”	4
	電子工作サロン	7		こうさくの時間“工作”	7
	こうさくの時間“陶芸”	10	12月	さき織り体験教室(4回)	20
	こうさくの時間“工作”	8		お花の教室(2回)	14
				Tシャツぞうり教室	5
7月	さき織り体験教室(4回)	21		おとなのための工作教室	5
	お花の教室	6		電子工作サロン	7
	Tシャツぞうり教室	2		こうさくの時間“陶芸”	18
	電子工作サロン	7	1月	さき織り体験教室(4回)	20
	こうさくの時間“陶芸”	2		お花の教室(2回)	11
	夏休みこどもとうげい教室	4		Tシャツぞうり教室	2
				電子工作サロン	10
8月	親子陶芸体験教室	15		こうさくの時間“陶芸”	4
	さき織り体験教室(2回)	11	2月	さき織り体験教室(3回)	16
	お花の教室	6		お花の教室	6
	夏休みこどもぞうり教室	2		Tシャツぞうり教室	2
	夏休み親子木工教室	4		おとなのための工作教室(2回)	6
				電子工作サロン	6
9月	さき織り体験教室(4回)	23	3月	さき織り体験教室(4回)	22
	お花の教室(2回)	9		お花の教室(2回)	9
	Tシャツぞうり教室	2		こどもとうげい教室	3
	おとなのための工作教室	4		電子工作サロン	6
	こうさくの時間“陶芸”	2			

合計	100講座	556人
----	-------	------

5. 多摩ニュータウン環境組合の事業のあゆみ

昭和 43 年 10 月	東京都は清掃工場建設場所を多摩町落合棚原地区に内定
昭和 43 年 11 月	東京都、建設計画を地元に提示
昭和 44 年 4 月	落合ごみ焼却場反対連合協議会、多摩町議会に設置反対の請願提出
昭和 44 年 6 月	東京都、多摩町及び反対連合協議会間で地元要望を取り入れた覚書締結
昭和 44 年 11 月	関係市（八王子市、町田市、多摩市、稲城市）及び新住施行者間で、設置場所、規模、都市計画決定等について覚書締結
昭和 46 年 7 月	多摩清掃工場建設着工
昭和 46 年 11 月	多摩市と新住施行者間で、清掃工場建設に伴う事業費の負担方法、負担額等について協定書締結
昭和 48 年 4 月	多摩清掃工場竣工・稼働 300 t／日（150 t／日×2 炉）
昭和 62 年 3 月	旧粗大ごみ処理施設竣工・稼働 50 t／5 h
平成 5 年 4 月	1 日付で八王子市・町田市・多摩市で構成する多摩ニュータウン環境組合設立を都知事が認可
平成 6 年 7 月	多摩清掃工場二期施設建設着工（焼却棟）
平成 10 年 3 月	焼却棟竣工 400 t／日（200 t／日×2 炉）
平成 11 年 7 月	不燃・粗大ごみ処理棟及びリサイクルセンター建設着工
平成 12 年 2 月	管理棟建設着工
平成 14 年 3 月	不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、管理棟竣工・稼働 ・不燃系 80 t／5 h（40 t／5 h×2 系列） ・粗大系 10 t／5 h（5 t／5 h×2 系列）
平成 15 年 4 月	町田市小山ヶ丘地区のごみ搬入開始
平成 16 年 10 月	家庭系ごみ有料化・戸別収集開始（八王子市）
平成 17 年 10 月	家庭系ごみ有料化・戸別収集開始（町田市）
平成 18 年 7 月	東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設本格稼働
平成 19 年 4 月 ～24 年 11 月	調布市の可燃ごみ搬入（多摩地域ごみ処理広域支援体制）
平成 20 年 4 月	家庭系ごみ有料化・プラスチック収集開始（多摩市）
平成 22 年 7 月	多摩川衛生組合の可燃ごみ搬入（多摩地域ごみ処理広域支援体制）
平成 22 年 10 月	八王子市拡大区域の可燃ごみ搬入開始・プラスチック収集開始（八王子市）
平成 23 年 12 月 ～24 年 3 月	小金井市の可燃ごみ搬入（多摩地域ごみ処理広域支援体制）
平成 24 年 7 月 ～25 年 3 月	東日本大震災で発生した宮城県女川町の災害廃棄物を搬入
平成 27 年 4 月	不燃残渣の資源化（熱回収）による埋立「ゼロ」を実施
平成 28 年 4 月	町田市小山ヶ丘地区の事業系ごみ搬入開始
平成 28 年 6 月	不燃ごみを八王子市・町田市の施設で応援処理（不燃施設改造工事に伴う施設の停止）
平成 30 年 10 月	多摩ニュータウン環境組合設立 25 周年記念式典開催
令和 元 年 12 月	町田市上小山田町山中地区からの粗大ごみ持込み受入れ開始

令和2年 4月 ～10月	令和元年台風第19号で発生した宮城県大崎市の災害廃棄物の受入れ
令和2年 12月	東京都知事より令和4年4月からのごみ処理区域再編にかかる多摩ニュータウン環境組合規約の変更許可が下りる
令和3年 2月	新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設のごみ処理応援 (多摩川衛生組合の埋火期間中のごみ処理支援)
令和4年 2月	新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設のごみ処理支援 (多摩川衛生組合の埋火期間中のごみ処理支援)
令和4年 3月	東京都と「災害時における施設使用等に関する協定」を締結

・案内図



環境報告書2022

令和4年10月発行

編集・発行

多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場

〒206-0035

東京都多摩市唐木田二丁目1番地1

TEL 042-374-6331

FAX 042-337-5061

E-mail info@tama-seisokojo.or.jp

この「環境報告書」はホームページに掲載しています！

ホームページ <https://www.tama-seisokojo.or.jp/>

トップページ>環境情報>環境報告書>環境報告書2022

みなさまのご意見・ご感想をお聞かせください

「多摩清掃工場 環境報告書」をお読みいただきありがとうございました。まだまだ内容が不十分な点多いかと思います。

つきましては、みなさまの貴重なご意見・ご感想を今後の報告書作成の参考にさせていただきたいと思います。お手数ですが、本紙をご記入の上、下記までお送りいただきますようお願いいたします。

多摩清掃工場 総務課あて
FAX：042-337-5061

1. 本報告書をどちらでお知りになりましたか。

2. 本報告書をお読みにって、感想はいかがですか。

(1) わかりやすい (2) 普通 (3) わかりにくい

3. 本報告書の内容について、感想はいかがですか。

(1) 充実している (2) 普通 (3) ものたりない

4. 本報告書の内容について、お気づきの点がありましたらご記入ください。

5. 本工場の環境配慮の取組について、ご感想はいかがですか。

(1) かなり評価できる (2) 評価できる (3) 普通
(4) あまり評価できない (5) 評価できない

6. その他自由なご意見・ご感想などございましたらお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。差し支えなければ以下にもご記入ください。

性別	男・女	年齢	歳	
お名前		ご連絡先電話番号		
お立場	1 近隣に在住 2 行政関係 3 企業の環境担当者 4 その他			